

別冊

埼玉県精神医療審査会の審査対象となる
精神保健福祉法の法定書類記載等の手引き

Q&A・参考資料集

令和7年3月

埼玉県

目次

1	精神保健福祉法の運用に係る Q&A	1
2	医療保護入院の更新に係る期間の考え方や記載例	8
3	参考省令・事務連絡 等	

障発 1127 第 1 号（令和 5 年 11 月 27 日）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について・ 1 6

障発 1127 第 4 号（令和 5 年 11 月 27 日）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について・ 2 8

障発 1127 第 7 号（令和 5 年 11 月 27 日）措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について・ 3 5

障精発 1127 第 5 号（令和 5 年 11 月 27 日）精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について・ 4 3

障精発 1127 第 6 号（令和 5 年 11 月 27 日）医療保護入院における家族等の同意に関する運用について・ 4 9

事務連絡（令和 6 年 6 月 21 日）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課「改正精神保健福祉法の施行に伴う Q&A について」・ 5 2

医療保護入院の入院期間の更新における通知可能期間と回答期間・ 7 0

1 精神保健福祉法の運用に係るQ&A

No.	大項目	小項目	Q	A
1-1	任意入院	未成年等	被後見人、被保佐人、及び未成年者は、任意入院が可能か。	精神保健福祉法第20条(任意入院)について、五訂精神保健福祉法詳解の逐条解説[4]では、以下のようにあります。 「『同意』は任意入院の基本的要件であるが、その意味は精神科病院の管理者との入院契約のような民法上の法律行為としての同意と必ずしも一致するものではなく、患者が自らの入院について拒むことができるにもかかわらず、積極的に拒んでいない状態を含むものとされている。非強制という状態での入院を促進することに任意入院の中心的意義があるとする考え方に立つものである。したがって、未成年者又は成年被後見人である精神障害者が入院する場合であっても、入院契約とは異なり、親権者又は後見人の同意を更に必要とするものではない。」
2-1	医療保護入院	同意書	入院及び更新に係る同意書は、必ず署名でなければならないのか。	入院及び更新に係る同意書は、同意する同意者によって作成されるものであるという観点から、必ずしも署名である必要はありませんが、同意を取り付けた証明責任は、医療機関が負うことになります。
2-2		同意書の代筆	医療保護入院の同意書について、同意者が受診に同伴できず電話で同意を得た場合、同意書は代筆でよいのか。また、どのような場合に、同意書の代筆は認められるのか。	代筆は、身体障害(視覚障害含む)により記載できない場合のみ認められ、遠方(海外含む)という理由は認められない。口頭(電話)で同意が取れている場合は、同意書の代筆は認められないため、同意書は後日郵送とすること。なお、口頭(電話)で同意が取れている旨を診療録に記載してください。 同意書の代筆を行う場合は、その旨、及び「代筆した者の氏名」「同意者との関係」「代筆する理由」の4点について、診療録に記載してください また、同意書の空欄にも同4点について記載しておくことが望ましいです。 例えば、同意者自身が施設等に入所等しており、身体障害がある場合は、当該施設等の職員が代筆を行うことも考えられます。
2-3		電話同意	電話で同意をとり医療保護入院となった翌日に家族等が来院して、同意書にサインした。同意書の日付はいつにすべきか。	電話で同意した日(入院日と同日)にしてください。 なお、口頭(電話)による同意で入院になった旨は、診療録に記載してください。
2-4		電話同意	電話で同意を得た家族等に郵送で同意書を依頼しているが、提出期限(10日以内)に間に合わない場合、遅延事由書が必要か。	口頭(電話)による同意、同意書の訂正、市町村長による同意などで同意書の取得に日数を要する場合は、以下のように対応してください。 ①病院が行うこと 「同意書を添付できない理由」を入院届の余白に記載し、提出期限内に当該入院届を保健所へ提出すること。その後提出された同意書は、速やかに保健所へ提出する。(法改正に伴うQ&A(平成26年3月20日)問2-8参照) ②保健所が行うこと 「同意書を添付できない理由」が記載されている入院届を収受した場合は保健所で保管し、同意書等の添付書類が全て揃った段階で速やかに進達する。

No.	大項目	小項目	Q	A
2-5	医療 保護 入院	同意書	医療保護入院、及びその更新に係る市町村長同意書の同意日について、様式に同意日欄は設けられていないが、右上の年月日欄が同意日でよろしいか。	お見込みのとおり。 したがって、更新では、同意日が入院期間満了日を過ぎている場合は、更新の要件を満たしていないことになるため留意してください。
2-6		同意	入院患者が18歳(成年年齢)に達しており、複数の家族等が医療保護入院(更新)の同意意思を示している場合、「入院(更新)同意書」は連名で記載するのか。 また、入院届(更新届)の「同意した家族等」欄にはどう記載すればいいか。	「入院(更新)同意書」は、連名でも各家族等から1部ずつ取得する方法でも構いません。入院届(更新届)の「同意した家族等」欄には、主たる同意書を記載してください。 【参照】 ・令和5年11月27日障精発 1127第6号「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」厚労省通知 ・令和5年11月27日付け「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて」厚労省事務連絡 問1-3 家族等の全員から同意をとる必要があるか
2-7		同意	今まで同意者になっていた家族の認知症が進み、被後見人(又は被保佐人)になった場合でも医療保護入院の同意者になれるか。	下記「引用元※」には以下のように記載されていますので、参照してください。 【問】 成年被後見人等は「家族等」として医療保護入院の同意を行うことができるのか。 【答】 成年被後見人等も精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条第1項の「家族等」として医療保護入院の同意を行い得るが、成年被後見人等は、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるか、事理を弁識する能力が著しく不十分であることから、成年被後見人等から同意をとることについては、「精神の機能の障害により医療保護入院の同意又は不同意の意思表示を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当していないかどうか、精神科病院の管理者において慎重な判断をされたい。 なお、判断に当たっては、成年被後見人等の精神の機能の状態についての成年後見人又は保佐人の意見を参考にすることも考えられる。 ※引用元 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う医療保護入院における家族等の同意に関する運用について(別添)成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う医療保護入院における家族等の同意に関するQ&A(令和元年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)

No.	大項目	小項目	Q	A
2-8	医療 保護 入院	後見人・ 保佐人	成年後見人が複数選任されている場合があるが、この場合の同意者はどうなるか。	成年後見人が複数いる場合においては、原則として後見人がそれぞれ権利を行使することができます。そのため、だれかひとりの同意でも問題ありません。 ただし、以下の場合は、取扱いに注意してください。 ①共同行使の定めがある場合 複数の後見人のすべての同意が必要となります。 ②分掌の定めがある場合 身上監護を分掌されている者がいる場合には、その者しか同意ができません。
2-9		後見人・ 保佐人	法人が後見人又は保佐人に選任されている場合の記載方法等はどうか。	法人が、後見人又は保佐人に選任されている場合、入院届の「同意をした家族等」欄の「氏名」には法人名を記載し、「生年月日」は空欄でよい。「同意書」も同様に「氏名」には法人名を記載し、「生年月日」は空欄でよい。法人の後見人又は保佐人による医療保護入院の同意は、法人としての同意行為ができる者が行ってください。
2-10		後見人・ 保佐人	後見人等が姓や住所を変更した場合、その直後の更新に係る同意（「みなし同意」を除く）の際は、最新の登記事項証明書（写し）を提出する必要があるか。	お見込みのとおり。 なお、更新に係る同意が「みなし同意」の場合、直近で同意した後見人等と明らかに同一人物であれば、「みなし同意」として差し支えないものとし、最新の登記事項証明書の添付を不要とする。
2-11		後見人・ 保佐人	扶養義務者が後見人又は保佐人に選任された場合、どちらの立場で同意を行うのか。	扶養義務者として同意を行うことも可能ですが、後見人又は保佐人として同意手続きを行ってください。
2-12		任意後見 人	任意後見人は、医療保護入院の同意は可能か。	厚生労働省の見解によると、「任意後見人は代理権の延長であって、医療侵襲行為は認められない。」。任意後見人は医療保護入院の同意者になれません。
2-13		未成年後 見人	未成年後見人の確認は、病院管理者が任意で戸籍謄本により行ってきたが、入院届等への添付は不要だった。今後も同様の取扱いとしてよいか。	お見込みのとおり。
2-14		養子縁組	患者が養子縁組しており、養親に実子もいる場合、患者（養子）と養親の実子は扶養義務があるのか。	扶養義務があります。 民法第727条に、「養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるの同一の親族関係を生ずる」とあるためです。 なお、養子と養親、養子と養親の血族との間に親族関係は生じるが、養子の血族（実親や実兄弟など）と、養親及び養親の血族との間に親族関係は生じません。

No.	大項目	小項目	Q	A
2-15	医療 保護 入院	養子	患者の弟が叔母の養子になっている。この弟は医療保護入院の同意は可能か。	①普通養子縁組をしている場合 縁組前の血族との扶養義務があり同意は可能です。 ②特別養子縁組の場合 縁組前の血族との扶養義務がなくなるため同意はできません。 なお、特別養子縁組をする場合は、養子が原則6歳未満までに家庭裁判所に申立てをして、特別養子縁組許可の審判を得る必要があり、法律上、縁組前の血族との血族関係を消滅させるのは特別養子縁組のみです。
2-16		継子	継母と継子の間で、医療保護入院の同意が可能か。	①継子が成人の場合 継父母と養子縁組をしている場合に限り互いに扶養義務が生じるため、縁組をしている場合は、継父母が医療保護入院する際の継子による同意が可能です。また、継子が医療保護入院する際の継父母による同意も可能となります。 ②継子が未成年の場合 継父母と養子縁組をしている場合は、実父(母)と継父母が二人で親権を有するため、親権者として医療保護入院に同意する場合は、原則二人の同意が必要です。一方、継父母と養子縁組していない場合は、実父(母)一人で親権を有するため、親権者として医療保護入院に同意する場合は、実父(母)一人で同意することになります。
2-17		異父兄弟	患者の異父(母)兄弟は、医療保護入院の同意が可能か。	父もしくは母を同じにする半血兄弟(異父(母)兄弟)は、継子と継父母の縁組の有無に係らず互いに扶養義務があり、医療保護入院の同意が可能です。
2-18		婚外子	認知届が受理されている非嫡出子(婚外子)は医療保護入院の同意は可能か。	子の認知届が市区町村役所に受理されれば法律上の父子関係が成立し、お互いの扶養義務が発生するため、医療保護入院の同意は可能です。
2-19		扶養義務者	家庭裁判所の発行した「扶養義務者選任審判書」に記載されている家族等の姓名、住所が現在の事実と異なっている。この審判書に記載された家族等は、医療保護入院の同意を行うことができるか。	家庭裁判所で発行した審判書については、姓名や住所など事後的事実変更に伴う記載内容の変更手続きが無い。このため、家族等の結婚、転居等により審判書の内容と現在の状況が異なることも発生する。したがって、住民票等で同一人物と確認できれば医療保護入院の同意を行うことは差し支えありません。 また、確認した書類等は審判書と共に病院で保管しておくことが望ましいです。 なお、平成26年4月1日の改正法施行前の「保護者選任審判書」についても同様の取扱いとなります。

No.	大項目	小項目	Q	A
2-20	医療 保護 入院	添付関係書類	直系血族及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族が家庭裁判所で扶養義務者に選任され、入院や更新に係る同意を行った場合、各届に当該審判書(写し)の添付は必要か。	お見込みのとおり。
2-21		家族等の範囲と扶養義務者	扶養義務者以外の三親等内の親族が扶養義務者となる場合には、扶養義務者の指定が必要である。 家庭裁判所への申立てにより、叔父、叔母、甥、姪、兄弟の配偶者、配偶者の兄弟などの三親等内の親族を扶養義務者に指定することができる。(法改正に伴うQ&A(平成26年3月20日)問2-1参照) また、同居人等の場合でも、扶養義務設定申し立てを行い、家庭裁判所が相当と認めた場合には扶養義務者として選任されることもあるため、十分調査を行うこと。 図 扶養義務者及び三親等内の親族 ※ 民法第877条【扶養義務者】 1 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。 3 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。	
2-22		欠格事項	訴訟による「家族等」の欠格事由について	訴訟を事由に「家族等」から除かれる者として、精神障害者に対し訴訟をしている者又はした者(原告だけでなく被告を含む)、並びに原告・被告それぞれの配偶者及び直系血族が除かれます。 欠格事由は、訴訟を提起した事実があって初めて生ずるものであり、訴訟の準備はこれに当たらない。 また、「訴訟をした者」も欠格事由となり、一度訴訟すると「家族等」の規定から除かれるので注意が必要です。 なお、同意をした家族等は、入院及び更新に係る「同意書」において、「行方の知れない者」を除く5つの欠格事由のいずれにも該当しないことを申告することとなっているので、それを踏まえ同意を得る必要があります。 (精神保健福祉法第5条第2項 参照)

No.	大項目	小項目	Q	A
2-23	医療 保護 入院	虐待	医療保護入院を行った後に当該同意者による虐待が判明した場合、速やかにそれ以外の家族等から同意を得るとともに、入院届を再提出することとなっているが、その場合の記載や提出方法について教えてほしい。	以下の記載例のように記載してください。 【初めの医保入院届】 「今回の入院年月日」 令和6年9月26日 「家族等の同意により入院した年月日」 令和 6年9月26日 「今回の医療保護入院の入院期間」 令和6年12月26日まで 「入院形態」 医療保護入院 【虐待判明後の医保入院届】 「今回の入院年月日」 令和6年9月26日 「家族等の同意により入院した年月日」 令和 6年9月30日 「今回の医療保護入院の入院期間」 令和6年12月26日まで 「入院形態」 医療保護入院 ※「生活歴及び現病歴」欄に、同意者による虐待が判明したため同意者を変更した旨を記載すること。 ※虐待判明後の入院も同じ入院と考えるため、「前回入院期間」欄や入院回数は、初めの入院届と同じでよい。 ※両方の入院届をセットにする必要はない。
2-24		告知	法第33条の3に基づく書面による告知について、本人あては4週を経過する日までだが、家族あての告知期間はあるか。	入院患者本人には、「当該入院措置を採った日又は当該入院期間の更新をした日から4週間を経過する日までの間であって（省略）」と規定がある。家族等への告知については時間的な規定がありません。

No.	大項目	小項目	Q	A
2-25	医療 保護 入院	審議記録	退院支援委員会の審議録は審査対象か。	対象としています。 精神医療審査会運営マニュアル※の以下規定。 VI 入院及び入院期間の更新の届出並びに定期の報告等に関する審査等の対応について (3) 合議体での審査に関するその他の事項 イ 入院期間の更新等に関する審査 医療保護入院患者の入院期間の更新に関する審査に当たっては、添付されている入院期間更新届及び医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、<u>特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。</u> ※「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」「(別添)精神医療審査会運営マニュアル」(令和5年11月27日障発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
3-1	措置 入院	措置定病	「措置入院者の定期病状報告書」に係る診察日、作成年月日(病院名の上の日付)、及び報告月について教えてほしい。	例えば、8月に措置入院した場合の初回報告月は11月となります。 なお、診察日については報告月の前月を認めるが、作成年月日及び報告月(保健所の収受)は11月中としてください。

期間の考え方（民法）

第140条 日、週、月又は年によって期間を定めた時は、期間の初日は、算入しない。但し、その期間が午前0時から始まる時は、この限りでない。

（期間の満了）

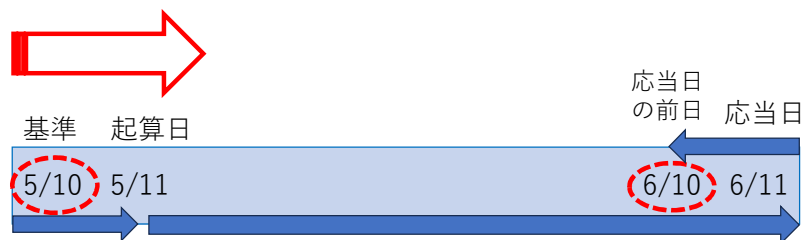
第141条 前条の場合には、期間はその末日の終了をもって満了する。

（暦による期間の計算）

第143条 週、月又は年によって期間を定めた時は、その期間は、暦に従って計算する。

- 2 週、月又は年の初めから期間を起算しない時は、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。但し、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がない時は、その月の末日に満了する。

「期間」の一般的なイメージ



5/10の1か月後は？

5/10の起算日は5/11。
その応当日6/11日の前日
である6/10。

入院期間、及び届出期間の例

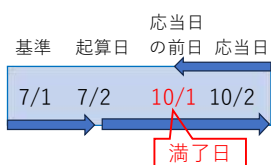
- (1) 入院届の入院期間（例：上限の3か月） 7/1～10/1
 ※入院期間満了日は、起算日7/2の応当日10/2の前日10/1。
 ※届出期間7/1～7/11
- (2) 更新届の入院期間（例：上限の3か月） 10/2～1/1
 ※入院期間満了日は、起算日10/2（午前0時から始まるため）
 の応当日1/2の前日1/1。
 ※届出期間10/2～10/11
- (3) 更新届の入院期間（例：上限の6か月） 1/2～7/1
 ※入院期間満了日は、起算日1/2（午前0時から始まるため）
 の応当日7/2の前日7/1。
 ※届出期間1/2～1/11

更新のイメージ

※記載例①－1、①－2を参照してください。

【上限の3か月】

入院	満了日
<u>7/1</u>	10/1



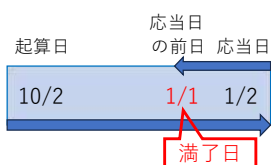
満了日は、起算日7/2の応当日である10/2の前日10/1

届出期間は、
7/1～7/11

【上限の3か月】

更新	満了日
<u>10/2</u>	1/1

0:00 23:59



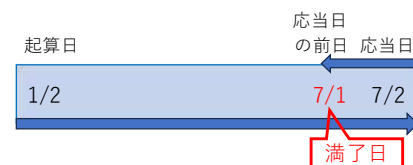
満了日は、起算日10/2の応当日である1/2の前日1/1

届出期間は、
10/2～10/11

【上限の6か月】

更新	満了日
<u>1/2</u>	7/1

0:00 23:59



満了日は、起算日1/2の応当日である7/2の前日7/1

届出期間は、
1/2～1/11

民法 第143条第2項「最後の月に応答する日がない時は、その月の末日に満了する。」とは…

例 1) 1月30日医療保護入院し、入院期間を1か月とする場合の満了日は？
令和7年1月30日（医保入院）→同年2月28日（満了日）
※起算日1/31の応当日がないため、その月の末日2/28に満了する。

例 2) 7月30日に入院期間満了し、更新後の入院期間を2か月とする場合の満了日は？
令和6年7月31日（更新初日）→ 同年9月30日（満了日）
※起算日7/31（午前0時から始まるため）の応当日がないため、その月の末日9/30に満了する。

記載例①－ 1

令和 6 年 4 月以降に医療保護入院した場合

「医療保護入院者の入院期間更新届」
及び
「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」

医療保護入院者の入院期間更新届

①－ 1 令和 6 年 4 月以降に医療保護入院した場合の記載例
入院時の入院期間を上限の 3 か月、初回更新時の入院期間を上限の 3 か月とした場合

医療保護入院者	フリガナ		所在地 管理者名	明・大 昭・平 令	年 月 日生
	氏 名	(男・女)	生 年 月 日		(満 歳)
	住 所	都道 府県	都市 区	町村 区	
医療保護入院年月日 (第 33 条第 1 項・第 2 項 に よ る 入 院)	昭和 平成 令和	6 年 7 月 1 日	今 回 の 入 院 年 月 日 入 院 形 態	昭和 平成 令和	6 年 3 月 13 日 任意→医療保護
入 院 届 又 は 前回の入院期間更新届での 入 院 期 間	令和 6 年 7 月 1 日 ～令和 6 年 10 月 1 日	本更新後の 入 院 期 間	令和 7 年 1 月 1 日まで		

※入院期間満了日は、令和 6 年 10 月 1 日。
※更新後の入院期間の初日は、同年 10 月 2 日。
※更新届は、同年 10 月 2 日から 10 月 11 日までに届出を行う。なお、10 月 1 日は届出できない。

医療保護入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日 年 月 日

患者氏名		生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日
退院後生活環境 相談員の氏名				
現在の入院期間	令和 6 年 7 月 1 日から 令和 6 年 10 月 1 日まで			
出席者	主治医 () 看護職員 () 退院後生活環境相談員 () 本人 (出席・欠席)、家族等 () (続柄) その他 ()			
本人及び家族等の意見				
・入院期間の更新の必要性の 有無とその理由	有 ・ 無			
・退院に向けた具体的な取組				
更新後の入院期間 ※入院から 6 ヶ月経過までは 3 か月以内、6 か月経過後 は 6 ヶ月以内の期間。	令和 7 年 1 月 1 日まで			
その他				

〔病院管理者の署名： → 署名又は記名・捺印 〕

〔記録者の署名： → 署名 〕

記載例①－ 2

①－ 1 の次の更新の場合

医療保護入院者の入院期間更新届

①－ 2
①－ 1 の次の更新時の入院期間を上限の 6 か月とした場合

所在地
管理者名

医療保護入院者	フリガナ 氏名	(男・女)	生年月日	明・大 昭・平 令	年 月 日 (満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
医療保護入院年月日 (第 33 条第 1 項・第 2 項 に よ る 入 院)	昭和 平成 令和	6 年 7 月 1 日	今 回 の 入院年月日 入院形態	昭和 平成 令和	6 年 3 月 13 日 任意→医療保護
入 院 届 又 は 前回の入院期間更新届で 入 院 期 間	令和 6 年 10 月 2 日 ～令和 7 年 1 月 1 日		本 更 新 後 の 入 院 期 間	令和 7 年 7 月 1 日まで	

※入院期間満了日は、令和 7 年 1 月 1 日。
※更新後の入院期間の初日は、同年 1 月 2 日。
※更新届は、同年 1 月 2 日から 1 月 11 日までに届出を行う。なお、1 月 1 日は届出できない。

医療保護入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日 年 月 日

患者氏名		生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日
退院後生活環境 相談員の氏名				
現在の入院期間	令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 月 1 日まで			
出席者	主治医 () 看護職員 () 退院後生活環境相談員 () 本人 (出席・欠席)、家族等 () (続柄) その他 ()			
本人及び家族等の意見				
・入院期間の更新の必要性の 有無とその理由	有 ・ 無			
・退院に向けた具体的な取組				
更新後の入院期間 ※入院から 6 ヶ月経過までは 3 か月以内、6 か月経過後 は 6 ヶ月以内の期間。	令和 7 年 7 月 1 日まで			
その他				

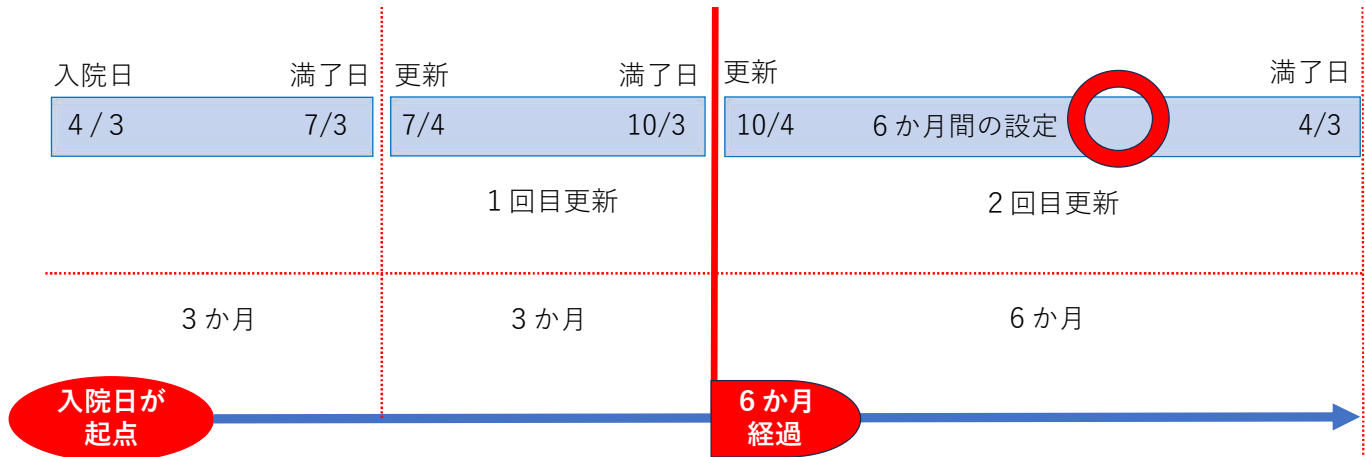
[病院管理者の署名： → 署名又は記名・捺印]

[記録者の署名： → 署名]

上限 6 か月の設定について (令和 6 年 4 月以降入院者)

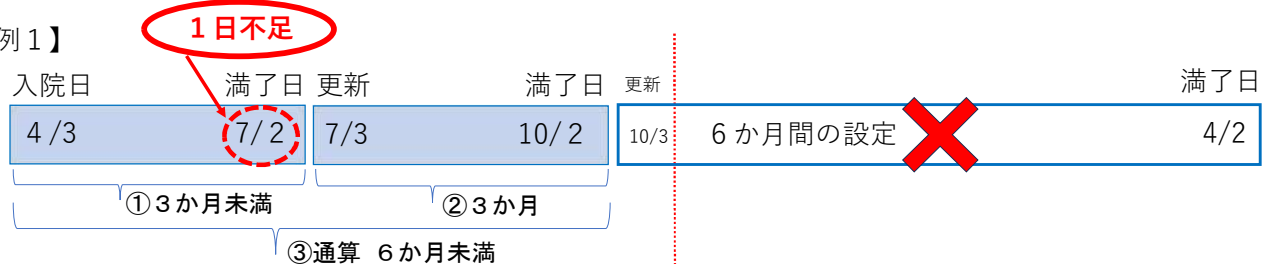
更新時の入院期間を上限の6か月とする場合、当該医療保護入院から6か月を経過した後である必要があります。

● 6 か月間の設定ができる場合

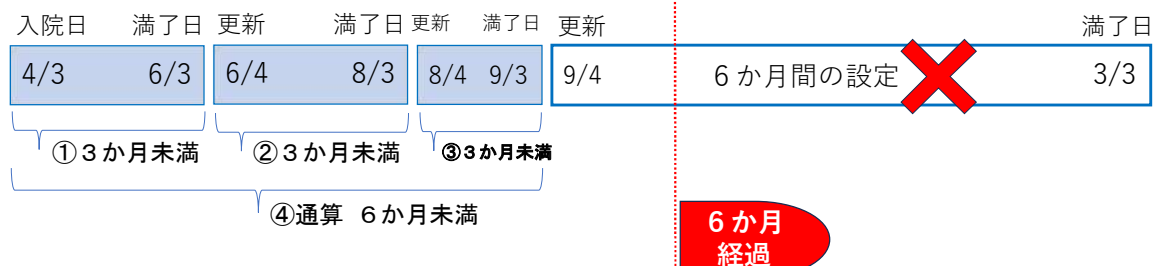


上限 6 か月を設定できない事例 (令和 6 年 4 月以降入院者)

【例 1】



【例 2】



上限6か月を 設定できない事例

【事例1】

医療保護入院者の入院期間更新届

上限6か月を設定できない事例
【例1】

日

管理者名

医療保護入院者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生 年 月 日	明・大 昭・平 金	年 月 日 (満 歳)
	住 所	都道府県	郡市 区	町村 区	
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項 による入院)	昭和 平成 令和	6 年 4 月 3 日	今 回 の 入 院 年 月 日	昭和 平成 令和	6 年 3 月 13 日
入院届又は 前回の入院期間更新届での 入院期間	令和 6 年 7 月 3 日 ～ 令和 6 年 10 月 2 日		本更新後の 入院期間	令和 7 年 4 月 2 日まで	✕

① 3か月未満 (令和6年4月3日 ～ 令和6年 7月2日 → 3か月には1日不足)
 ② 3か月 (令和6年7月3日 ～ 令和6年10月2日 → 3か月満了)
 ③ 通算6か月未満 (令和6年4月3日 ～ 令和6年10月2日 → 6か月には1日不足)

医療保護入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日 年 月 日

患者氏名	生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日
退院後生活環境 相談員の氏名			
現在の入院期間	令和 6 年 4 月 3 日から 令和 7 年 10 月 2 日まで		
出席者	主治医 () 看護職員 () 退院後生活環境相談員 () 本人 (出席・欠席)、家族等 () (続柄) その他 ()		
本人及び家族等の意見			
・入院期間の更新の必要性の 有無とその理由 ・退院に向けた具体的な取組	有 ・ 無		
更新後の入院期間 ※入院から6ヶ月経過までは 3か月以内、6ヶ月経過後 は6ヶ月以内の期間。	令和 7 年 4 月 2 日まで ✕		
その他			

〔病院管理者の署名： → 署名又は記名・捺印 〕

〔記録者の署名： → 署名 〕

上限6か月を
設定できない事例

【事例2】

医療保護入院者の入院期間更新届				
上限6か月を設定できない事例 【例2】				
管理者名				
医療保護入院者	フリガナ 氏名	(男・女)	生年月日	明・大 昭・平 令
	住所	都道府県	市区	町村 区
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項 による入院)	昭和 平成 令和	6年4月3日	今回の 入院年月日	昭和 平成 令和
			入院形態	6年3月13日 任意→医療保護
入院届又は 前回の入院期間更新届での 入院期間	令和6年8月4日 ～令和6年9月3日		本更新後の 入院期間	令和7年3月3日まで

①3か月未満 (令和6年4月3日 ～ 令和6年6月3日)

②3か月未満 (令和6年6月4日 ～ 令和6年8月3日)

③3か月未満 (令和6年8月4日 ～ 令和6年9月3日)

④通算6か月未満 (令和6年4月3日 ～ 令和6年9月3日)

医療保護入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日		年	月	日
患者氏名		生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日
退院後生活環境 相談員の氏名				
現在の入院期間	令和6年4月3日から 令和7年9月3日まで			
出席者	主治医 () 看護職員 () 退院後生活環境相談員 () 本人(出席・欠席)、家族等 () (続柄) その他 ()			
本人及び家族等の意見				
・入院期間の更新の必要性の 有無とその理由 ・退院に向けた具体的な取組	有 ・ 無			
更新後の入院期間 ※入院から6ヶ月経過までは 3か月以内、6ヶ月経過後 は6ヶ月以内の期間。	令和7年3月3日まで			
その他				

〔病院管理者の署名： → 署名又は記名・捺印 〕

〔記録者の署名： → 署名 〕

都 道 府 県 知 事
各 殿
指 定 都 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号。以下「一部改正法」という。）により改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和 25 年法律第 123 号）（以下「法」という。）の一部及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 144 号。以下「改正省令」という。）が令和 6 年 4 月 1 日から施行される。

法の改正の趣旨及び内容については、令和 4 年 12 月 16 日付障発 1216 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」の第二の三において示すとともに、同通知において、「今後、必要な政省令等の改正を行い、その内容について別途通知する予定である」としたところ、令和 6 年 4 月 1 日から施行される改正省令の主な内容等及び同年 3 月 31 日までに法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により精神科病院に入院している者（以下「施行日時点入院者」という。）についての経過措置を本通知において示すものである。

これらの法令及び本通知に基づき、適切な事務の実施に努められるとともに、貴管下市町村を含め関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

第一 改正省令の主な内容等（改正省令第 1 条関係）

一 医療保護入院の入院手続等に関する事項

1 医療保護入院の入院期間等

法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による医療保護入院及び同条第 6 項の規定による入院期間の更新について、6 月以内に厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定めた上で入院又は入院期間を更新することが規定されている。

これらの厚生労働省令で定める期間は、当該医療保護入院から 6 月を経過するまでの間は 3 月とし、6 月を経過した後は 6 月とする。（改正省令による改正後の「精神保健及び障害者福祉に関する法律施行規則」（昭和 25 年厚生省令第 31 号）（以下「規則」という。）第 15 条の 6 関係）

2 医療保護入院の入院の期間の更新等

（一）入院の期間の更新の対象者

法第 33 条第 6 項の規定による入院の期間の更新（以下「更新」という。）の対象者は、法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）であって、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者である。

- （1） 指定医の診察の結果、なお法第 33 条第 1 項第 1 号に掲げる者に該当すること（法第 33 条第 6 項第 1 号関係）。同号に掲げる者に該当しない場合は、法第 20 条の規定に基づく任意入院により入院を行う又は退院させる必要がある。
- （2） 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと（法第 33 条第 6 項第 2 号関係）。当該委員会については、3 の（一）に定めるとおり。

（二）家族等に対する更新の同意の求め

- （1） 精神科病院の管理者は、家族等（法第 5 条第 2 項に規定する家族等をいう。以下同じ。）に対し、更新の同意を求めるときは、当該入院に係る法第 33 条第 1 項の規定による同意をした家族等（2 回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）に対し、次のイからニまでに掲げる事項を通知しなければならない。（規則第 15 条の 10 第 1 項関係）

イ 当該更新に係る医療保護入院者が、法第 33 条第 6 項第 1 号に該当する旨及びその理由（規則第 15 条の 10 第 1 項第 1 号関係）

ロ 当該更新に係る医療保護入院者について、法第 33 条第 6 項第 2 号の規定による審議が行われたこと（規則第 15 条の 10 第 1 項第 2 号関係）

ハ 更新後の入院期間（規則第 15 条の 10 第 1 項第 3 号関係）

ニ （4）に定める日までに当該通知に係る家族等から不同意の意思表示を受けなかったときに法第 33 条第 8 項の規定により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨及び（4）に定める日の日付（規則第 15 条の 10 第 1 項第 4 号関係）

- （2） 精神科病院の管理者は、（1）にかかわらず、当該家族等が次の

イからホまでのいずれかに該当する場合は、当該家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求めることができる。この場合において、当該管理者は、当該家族等以外の家族等に対し、(1)のイからハまでに掲げる事項を通知しなければならない。(規則第15条の10第2項関係)

ただし、ホに該当することにより、当該家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求める場合は、不同意の意思表示を行った家族等の意向を踏まえてもなお更新することを要すると判断した場合等に限ること。

イ 家族等に該当しなくなったとき。(規則第15条の10第2項第1号関係)

ロ 死亡したとき。(規則第15条の10第2項第2号関係)

ハ その意思を表示することができないとき。(規則第15条の10第2項第3号関係)

ニ 更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき。(規則第15条の10第2項第4号関係)

ホ (1)による更新の同意の求めに対し、不同意の意思表示を行ったとき。(規則第15条の10第2項第5号関係)

(3) (1)及び(2)による通知は、やむを得ない場合を除き、当該通知に係る医療保護入院者の入院期間満了日の1月前から2週間前までの間に行うものとする(規則第15条の10第3項関係)。やむを得ない場合とは、例えば、(1)の通知をした後、当該通知に係る家族等が(2)のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当該家族等以外の家族等に対し、(2)の通知をした場合や、退院予定であった医療保護入院者について、入院期間満了日の直前に病状が悪化したことに伴い、更新が必要となった場合等を指す。

(4) (1)の通知をした場合、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも更新について不同意の意思表示を受けなかったときは、家族等の同意を得たものとみなすことができる(法第33条第8項関係)。この厚生労働省令で定める日は、医療保護入院者の入院期間満了日前であって、(1)の通知を発した日から2週間を経過した日とする。(規則第15条の14関係)

(5) (4)の家族等の同意を得たものとみなすことが、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、(4)の家族等の同意を得たものとみなすことができない(法第33条第8項関係)。この厚生労働省令で定める場合は、次のイからニまでのいずれかに該当する場合とする。

イ 精神科病院の管理者と(1)の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき(規則第15条の15第1号関係)。定期的とは、法第33条第1項の規定により定める入院期間中(入院期間が更新された場合は、更新後の入院期間中)に2回以上、精

神科病院のいずれかの職員と家族等とが、対面や電話等で連絡を取れている状態等を指す。

ロ 精神科病院の管理者が、（１）の通知を発したときから更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が（２）のイからニまでのいずれかに該当することを把握したとき。（規則第 15 条の 15 第 2 号関係）

ハ （２）の通知がされたとき。（規則第 15 条の 15 第 3 号関係）

ニ （１）の通知を発した日から 2 週間を経過した日が当該医療保護入院者の入院期間満了日を経過するとき。（規則第 15 条の 15 第 4 号関係）

（６） 法第 33 条第 6 項の規定により市町村長に更新の同意を求めるときは、（１）から（５）までの手続は適用されない。市町村長に同意を求める際の具体的な手続は、昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」を参照すること。

（三） 更新に係る届出等

（１） 精神科病院の管理者は、更新をしたときは、10 日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該更新について同意した者の同意書を添え（家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨を示し）、最寄りの保健所長を経て都道府県知事及び指定都市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない（法第 33 条第 9 項関係）。この厚生労働省令で定める事項は、次のイからヌまでに掲げる事項とする。

イ （一）の（１）の診察をした時点における病名（規則第 15 条の 16 第 3 号イ関係）

ロ イの診察の結果、法第 20 条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由（規則第 15 条の 16 第 3 号ロ関係）

ハ 更新後の入院期間（規則第 15 条の 16 第 3 号ハ関係）

ニ イの診察をした指定医の氏名（規則第 15 条の 16 第 3 号ニ関係）

ホ （一）の（２）の審議が行われたこと（規則第 15 条の 16 第 3 号ホ関係）

ヘ 更新前の入院期間に係る病状又は状態像の経過の概要（規則第 15 条の 16 第 3 号ヘ関係）

ト 退院に向けた取組の状況（規則第 15 条の 16 第 3 号ト関係）

チ 更新の同意をした家族等及び当該更新に係る医療保護入院の同意をした家族等（2 回目以降の更新の同意にあっては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄（規則第 15 条の 16 第 3 号チ関係）

リ (二) の (4) により家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨 (規則第 15 条の 16 第 3 号リ関係)

ヌ 精神科病院の名称及び所在地、患者の住所、氏名、性別及び生年月日並びに医療保護入院の入院年月日 (規則第 15 条の 16 第 3 号ヌ関係)

3 医療保護入院者等への退院促進措置

(一) 更新に伴う医療保護入院者退院支援委員会の開催

(1) 精神科病院の管理者は、法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により定めた入院期間 (2 回目以降の更新については、更新された入院期間) が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会 (以下「委員会」という。) を開催しなければならない。 (規則第 15 条の 11 第 1 項関係)

(2) 委員会は、(1) の審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、更新後の入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。 (規則第 15 条の 11 第 2 項関係)

(3) 委員会に参加する主治医について、当該主治医が指定医でない場合、当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医の参加が不要となるよう改めた。 (規則第 15 条の 12 第 1 項第 1 号関係)

(4) 委員会は、医療保護入院者の入院期間満了日の 1 月前から開催することができる。

(二) 退院後生活環境相談員に公認心理師を追加

措置入院者又は医療保護入院者 ((二) 及び (三) において「措置入院者等」という。) を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者等の退院後の生活環境に関し、措置入院者等及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない (法第 29 条の 6 (法第 33 条の 4 において準用する場合を含む。) 関係)。この厚生労働省令で定める資格を有する者に、公認心理師を追加した。 (規則第 15 条の 2 第 1 号へ関係)

(三) 地域援助事業者に障害福祉サービス事業者を追加

措置入院者等を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者等又はその家族等から求めがあった場合その他措置入院者等の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、法第 29 条の 7 (法第 33 条の 4 において準用する場合を含む。) に規定する地域援助

事業者を紹介しなければならない（法第 29 条の 7（法第 33 条の 4 において準用する場合を含む。）関係）。この地域援助事業者に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行う者を追加した。（規則第 15 条の 5 第 1 号関係）

4 措置入院時の必要性に関する審査

都道府県知事等は、法第 29 条第 1 項の規定による措置入院の措置を採ったときは、当該入院措置に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要性があるかどうかに関し、審査を求めなければならない（法第 38 条の 3 第 1 項関係）。この厚生労働省令で定める事項は、次のイからへに定める事項とする。

- イ 精神科病院の名称及び所在地（規則第 21 条第 1 号イ関係）
- ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日（規則第 21 条第 1 号ロ関係）
- ハ 法第 22 条から第 26 条の 3 まで及び第 27 条第 2 項の規定による申請、通報、届出又は診察に関する事項（規則第 21 条第 1 号ハ関係）
- ニ 診察年月日及び診察した指定医の氏名（規則第 21 条第 1 号ニ関係）
- ホ 指定医の診察の判定内容（病名及び症状を含む。）（規則第 21 条第 1 号ホ関係）
- ヘ 法第 29 条の 2 の 2 第 1 項の規定による移送の有無（規則第 21 条第 1 号ヘ関係）

二 入院者訪問支援事業に関する事項

1 事業の内容

都道府県及び指定都市は、精神科病院に入院している者のうち法第 33 条第 2 項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員（都道府県知事又は指定都市の市長が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事又は指定都市の市長が選任した者をいう。）が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業を行うことができる。（法第 35 条の 2 第 1 項関係）

2 事業の対象者

1 の厚生労働省令で定める者は、次のイ又はロに掲げる者とする。

- イ 法第 33 条第 2 項の規定により入院した者（規則第 18 条第 1 号関係）
- ロ 外部との交流を促進するための支援を要するものとして都道府県知事又は指定都市市長が適当と認める者（規則第 18 条第 2 号関係）

3 研修の内容

1 の厚生労働省令で定めるところにより行う研修は、次のイからハまでに掲げる事項についての講義及び演習により行うものとする。

イ 精神保健、医療及び福祉の現状及び課題（規則第 18 条の 2 第 1 号関係）

ロ 入院者訪問支援事業の概要（規則第 18 条の 2 第 2 号関係）

ハ 入院者訪問支援員として必要な技能（規則第 18 条の 2 第 3 号関係）

4 支援の内容

1 の厚生労働省令で定める支援は、次のイ又はロに掲げるものとする。

イ 入院中の生活に関する相談（規則第 18 条の 3 第 1 号関係）

ロ 必要な情報の提供（規則第 18 条の 3 第 2 号関係）

三 精神障害者等に対する包括的支援の確保に関する事項

法の第 6 章第 2 節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等（精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの（精神障害者を除く。）として厚生労働省令で定める者をいう。）の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない（法第 46 条関係）。この厚生労働省令で定める者は、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に関する課題を抱える者とする。（規則第 31 条関係）

第二 施行日時点入院者に係る経過措置（改正省令第 5 条関係）

一 令和 6 年 4 月から 9 月までの取扱い

1 委員会の開催

(1) 施行日時点入院者について、改正前規則第 13 条の 4 第 1 号トに規定する推定される入院期間又は改正前規則第 15 条の 6 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する入院期間が、令和 6 年 4 月から 9 月までの間に経過する場合、改正前規則第 15 条の 6 の規定の例により、委員会を開催すること。

(2) (1) による審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、委員会が開催された日から当該医療保護入院者の退院までに必要と認められる入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。

(3) 令和 6 年 4 月から 9 月までの間に、(1) 及び (2) により継続して入院させることとなった場合、二の手續によらず、引き続き入院させることができる。

(4) (2) により定めた入院期間満了日が令和 6 年 10 月以降となる場合は、当該入院期間満了日にかかわらず、二の 1 の (1) の定めにより、二の手續を実施すること。

2 定期病状報告の取扱い

令和 6 年 4 月以降、施行日時点入院者について、一部改正法による改正前の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第 38 条の 2 第 2 項において

準用する同条第1項の規定に基づく定期病状報告を行うこととされていたものについて、これを行う必要はないこと。

二 令和6年10月以降の取扱い

1 施行日時点入院者の継続入院

- (1) 施行日時点入院者については、当該精神科病院の管理者は、令和6年10月以降、一部改正法附則第12条第1項の規定に基づき、同条第2項の規定に基づいて法第33条第6項の規定の例により引き続き入院させる場合を考慮して、下表の左欄に掲げる施行日時点入院者が入院した日（以下「入院日」という。）の属する月に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限まで（当該精神科病院が入院日を把握していない場合にあつては、令和6年10月31日まで）に同項から同条第9項までの規定の例による手続を実施するための十分な時間を確保して、同条第1項第1号に掲げる者に該当するかどうかについて精神保健指定医に診察させなければならない。（一部改正法附則第12条第1項、改正省令第5条関係）

入院日の属する月	期限
4月又は10月	令和6年10月31日
5月又は11月	令和6年11月30日
6月又は12月	令和6年12月31日
7月又は1月	令和7年1月31日
8月又は2月	令和7年2月28日
9月又は3月	令和7年3月31日

- (2) (1)の指定医の診察の結果、なお法第33条第1項第1号に掲げる者に該当するとされた者については、精神科病院の管理者は、同条第6項（第1号を除く。）から第9項までの規定の例により、その者を引き続き入院させることができることが一部改正法附則第12条第2項において規定されている。そのため、同項に基づき、その者を引き続き入院させること（以下この手続による入院を「継続入院」という。）とする場合、2から4までに定める手続によること。
- (3) (1)の指定医の診察の結果、なお法第33条第1項第1号に掲げる者に該当しない場合は、法第20条の規定に基づく任意入院により入院を行う又は退院させる必要がある。
- (4) 指定医は、(1)の職務を行ったときは、遅滞なく、当該指定医の氏名、法第33条第1項第1号に掲げる者に該当するかどうかの判定を行ったときの症状及び法第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由を診療録に記載しなければならない。

2 継続入院前の手続

- (一) 継続入院に係る委員会の開催

- (1) 継続入院をさせることとする場合、委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われる必要がある。具体的には、精神科病院の管理者は、継続入院をさせることとする前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、委員会を開催しなければならない。（一部改正法附則第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 6 項第 2 号の規定の例）
- (2) 委員会は、医療保護入院者における 1 の (1) に定める期限（以下「期限」という。）の 1 月前から開催することができる。
- (3) 継続入院に係る委員会の手続については、(1) 及び (2) のほか、規則第 15 条の 11 から規則第 15 条の 13 までの規定の例によること。

(二) 家族等に対する継続入院の同意の求め

- (1) 精神科病院の管理者は、家族等に対し、継続入院の同意を求めるときは、いずれかの家族等に対し、次のイからニまでに掲げる事項を通知しなければならない。

イ 当該継続入院に係る医療保護入院者が、法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する旨及びその理由

ロ 当該継続入院に係る医療保護入院者について、(一) の (1) による審議が行われたこと

ハ 継続入院後の入院期間

ニ (3) に定める日までに当該通知に係る家族等から不同意の意思表示を受けなかったときに法第 33 条第 8 項の規定の例により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨及び (3) に定める日の日付け

当該通知の様式については、(3) により家族等の同意を得たものとみなすことができる場合は、令和 5 年 11 月 27 日障精発 1127 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（以下「書面及び入退院の届出等通知」という。）の別添様式第 12-1 により、それ以外の場合は同通知別添様式第 12-2 によることとして差し支えない。

- (2) (1) による通知は、やむを得ない場合を除き、当該通知に係る医療保護入院者の期限の 1 月前から 2 週間前までの間に行うものとする。やむを得ない場合とは、例えば、(1) の通知をした後、当該通知に係る家族等が家族等に該当しなくなったこと等が判明したため、当該家族等以外の家族等に対し、(1) の通知をした場合や、退院予定であった医療保護入院者について、期限の直前に病状が悪化したことに伴い、継続入院が必要となった場合等を指す。
- (3) (1) の通知をした場合、(1) の通知を発した日から 2 週間を経過した日までにその家族等のいずれの者からも継続入院について

不同意の意思表示を受けなかったときは、家族等の同意を得たものとみなすことができる。（一部改正法附則第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 8 項の規定の例）

- (4) (3) の家族等の同意を得たものとみなすことが、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として次のイからニまでに掲げる場合に該当するときは、(3) の家族等の同意を得たものとみなすことができない。（一部改正法附則第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 8 項の規定の例）

イ 精神科病院の管理者と(1)の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき。定期的とは、令和 6 年 4 月 1 日から(1)の通知がされるまでの間に 2 回以上、精神科病院のいずれかの職員と家族等とが、対面や電話等で連絡を取れている状態等を指す。

ロ 精神科病院の管理者が、(1)の通知を発したときから継続入院させることとするまでの間に、当該通知に係る家族等が第一の一の 2 の(二)の(2)のイからニまでのいずれかに該当することを把握したとき。この場合において、同ニ中「更新の」とあるのは「継続入院の」と読み替えるものとする。

ハ 当該入院に係る法第 33 条第 1 項の規定による同意をした家族等以外の家族等に対し、(1)の通知がされたとき。

ニ (1)の通知を発した日から 2 週間を経過した日が当該医療保護入院者の期限を経過するとき。

- (5) 第 33 条第 6 項の規定の例により市町村長に継続入院の同意を求めるときは、(1)から(4)までは適用されない。市町村長に同意を求める際の具体的な手続は、昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」中「入院期間の更新」を「継続入院」と読み替えて適用し、同通知の別添様式を活用することとして差し支えない。

3 継続入院後の入院期間

1 及び 2 の手続を経た場合、6 月以内の範囲内の期間を定めた上で、継続入院させることとする。（一部改正法附則第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 6 項の規定の例）

4 継続入院後の手続

- (一) 継続入院に係る医療保護入院者及びその家族等への告知

- (1) 精神科病院の管理者は、継続入院させることとした場合は、当該継続入院に係る医療保護入院者及び当該継続入院に同意した家族等に対し、継続入院をさせることとする旨及びその理由、法第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関する事並びに法第 36 条に規定する行動の制限に関する事項を書面で知らせること。ただし、当

該医療保護入院者については、継続入院をさせることとした日から4週間を経過する日までの間であって、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りではない。

この書面の様式については、「書面及び入退院の届出等通知」別添様式14によることとして差し支えない。

- (2) 精神科病院の管理者は、(1)のただし書の規定により(1)に定める事項を書面で知らせなかったときは、次のイからハまでに掲げる事項を診療録に記載しなければならない。

イ (1)に定める事項のうち知らせなかったもの

ロ 症状その他(1)に定める事項を知らせることがその者の医療及び保護を図る上で支障があると認められた理由

ハ (1)に定める事項を知らせた年月日

(二) 継続入院の届出

- (1) 精神科病院の管理者は、継続入院をさせたときは、10日以内に、その者の症状のほか、次のイからヌまでに掲げる事項を当該継続入院について同意した者の同意書を添え(家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨を示し)、最寄りの保健所長を経て都道府県知事等に届け出なければならない。(一部改正法附則第12条第2項の規定に基づく法第33条第9項の規定の例)

イ 1の(1)の診察をした時点における病名

ロ イの診察の結果、法第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ハ 継続入院後の入院期間

ニ イの診察をした指定医の氏名

ホ 2の(一)の(1)の審議が行われたこと

ヘ 継続入院前の入院期間に係る病状又は状態像の経過の概要

ト 退院に向けた取組の状況

チ 継続入院の同意をした家族等及び当該継続入院に係る医療保護入院の同意をした家族等の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

リ 2の(二)の(3)により家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨

ヌ 精神科病院の名称及び所在地、患者の住所、氏名、性別及び生年月日並びに医療保護入院の入院年月日

- (2) (1)の届出の様式については、「書面及び入退院の届出等通知」の別添様式第15によることとして差し支えない。同様式中「入院又は前回の更新日からの治療の内容とその結果」の欄については、少なくとも令和6年4月以降の治療内容とその結果について記載すること。

- (3) 都道府県知事等は、(1)の届出があったときは、法第38条の

3 第 1 項及び第 4 項の規定の例により、当該届出に係る入院中の者の症状及び（１）のイからヌまでに掲げる事項を精神医療審査会に通知すること等適切に対応すること。

- （４） 精神医療審査会は、（３）により審査を求められたときは、法第 38 条の 3 第 2 項及び第 3 項の規定の例により、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要性があるかどうかに関し審査を行うこと等適切に対応すること。この場合において、平成 12 年 3 月 28 日障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の別添「精神医療審査会運営マニュアル」中「入院期間の更新」とあるのは「継続入院」と読み替えて適用する。

健医発第743号
昭和63年6月22日
一部改正 障発第335号
平成13年8月6日
一部改正 障発0426第6号
平成26年1月24日
一部改正 障発0302第5号
令和5年3月2日
一部改正 障発1127第4号
令和5年11月27日

各都道府県知事 殿

厚生省保健医療局長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第
6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の
際に市町村長が行う同意について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条に規定する医療保護入院に必要な家族等の同意を市町村長が行う際の要領を別添のとおり定めたので、貴管内の市町村長に周知のうえ、その適正な運営に配慮されたい。

なお、別添の「市町村長同意事務処理要領」は、様式1から6までを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する市町村が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。

別添

市町村長同意事務処理要領

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく医療保護入院及びその入院期間の更新に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。

一 市町村長の同意の対象となる者

次のすべての要件を満たす者

- (一) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の結果、精神障害者であって、入院の必要があると認められること。
 - (二) 措置入院の要件に該当しないこと（措置入院の要件にあてはまるときには、措置入院とすること。）。
 - (三) 入院又は入院期間の更新について本人の同意が得られないこと（本人の同意がある場合には任意入院となること。）。
 - (四) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 当該精神障害者の家族等がいずれもない。
 - イ 家族等の全員がその意思を表示することができない。
 - ウ 家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない。
- (注) 当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア～ウに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。

注

- (1) 応急入院で入院した者については、72 時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。
- (2) 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第 29 条の規定に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第 22 条の規定に基づく申請を行うこと。

二 入院又は入院期間の更新の同意を行う市町村長

(一) 本人の居住地を所管する市町村長とすること。

居住地とは、本人の生活の本拠が置かれている場所とすること。生活の本拠が置かれている場所が明らかでない場合には、住民票に記載されている住所とすること。

(二) 入院の際に居住地が不明な者については、その者の現在地を所管する市町村長とすること。

現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護された場所等をいうこと。

(三) 市町村長が同意を行うに当たっては、あらかじめ、決裁権を市町村の職員に委任することができること。

三 病院からの連絡

病院は、入院又は入院期間の更新を行う患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院又は入院期間の更新につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院又は入院期間の更新の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次の事項について連絡すること。

ア 患者の氏名、生年月日、性別

イ 患者の居住地又は現在地

ウ 患者の本籍地

エ 患者の病状（入院又は入院期間の更新が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

オ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

カ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名。

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

キ 患者を診察した指定医の氏名

ク その他参考となる事項

入院時における市町村長の同意の依頼は、迅速に行う観点から、電話等口頭で行うことができるが、口頭依頼後に速やかに医療保護入院同意依頼書（様式 1）を市町村長にあて送付すること。

また、入院期間の更新に関する同意を依頼する場合にあつては、医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書（様式 4）を市町村長にあて送付すること。

なお、家族等を一（四）ウに該当する者と扱う場合には、単に電話に出ないなど連絡が取れないだけでは不十分であり、同意又は不同意の意思表示を行わない旨を明示していることが必要なことに留意すること。

注

（１） 項目カ（イ）の「通報等」とは、以下の内容を指す（以下「通報等」という。）。

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 6 条第 1 項の規定による通告
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 6 条第 1 項の規定による通報
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第 7 条第 1 項の規定による通報
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）第 7 条第 1 項の規定による通報

（２） 項目カ（ウ）の「一時保護措置等」とは、以下の措置を指す（以下「一時保護措置等」という。）。

- ・ 児童虐待防止法第 8 条第 2 項第 1 号の措置
- ・ 配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項第 3 号の措置
- ・ 高齢者虐待防止法第 9 条第 2 項の措置
- ・ 障害者虐待防止法第 9 条第 2 項の措置
- ・ その他、上記措置に準ずる措置

- (3) 項目カ(エ)の「DV等支援措置」とは、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)第5-10の措置を指す(以下「DV等支援措置」という。)

四 市町村において行われる手続き

- (一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院又は入院期間の更新の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次の事項については聴取票(入院時は様式2、入院期間の更新時は様式5)に記載して明らかにしておくこと。

- ア 患者が入院又は入院期間の更新を行う病院の名称・所在地
- イ 患者の氏名、性別、生年月日
- ウ 患者の居住地又は現在地
- エ 患者の本籍地
- オ 患者の病状(入院又は入院期間の更新が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)
- カ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先
- キ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報
 - (ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名
 - (イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先
 - (ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先
 - (エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容
- ク 患者を診察した指定医の氏名
- ケ 聴取した日

- (二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院又は入院期間の更新の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のような手続きをとること。

- ア 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその確認を行うこと。

(注 1) 確認できない場合には、居住地が不明な者として二

(二) のケースとして扱うこと。

- イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、その同意の意思の有無を確認すること。ただし、その際、対象の患者が DV 等支援措置の対象となっているか否かを確認する。当該患者が DV 等支援措置の対象となっており、かつ、当該家族等が DV 等支援措置による住民票の閲覧の制限等を受けている場合は、当該家族等については一（四）のケースとして取り扱い、連絡は取らないこと。
- ウ 患者に対する家族等からの虐待・DV 等が疑われ、病院が行政に対し虐待・DV 等に係る通報等を行っている場合は、通報先の窓口で連絡を取り、通報等が適切に受理されていることを確認すること。（ただし、その時点で虐待の事実がないことが判明している場合は、通報の対象とされている家族等について、法第 5 条第 2 項に規定する「家族等」と取り扱って差し支えない。）
- エ 患者に対して、家族等からの虐待・DV 等により一時保護措置等が取られている旨、病院から連絡があった場合は、一時保護先の施設担当者等に連絡を取り、一時保護措置等が現に実施されているか確認すること。
- オ 患者から DV 等支援措置を受けている旨の申し出があったと病院から連絡があった場合は、その内容について事実と相違ないか確認すること。

(注 2) ウからオまでに掲げる事実について確認できた場合、患者に対して虐待・DV 等を行った又はそれが疑われる家族等については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「施行規則」という。）第 1 条各号に該当するものとして取り扱うこと。

- (三) (二) の手続きをとり、患者が市町村長の入院又は入院期間の更新の同意の対象者であることを確認のうえ、市町村の担当者は速やかに同意の手続きを進めること。
- (四) 市町村長の同意が行われた場合は、速やかにその旨を病院に連絡すること。このため、口頭で病院に連絡することが可能であるが、口頭で連絡した場合においても、その後速やかに同意書（様式 3）を作成して病院に交付すること。この場合、同意書の日付は口頭で連絡を行った日とすること。

また、入院期間の更新の手続きの際は、医療保護入院期間の更新に関する同意書（様式 6）を作成して病院に交付すること。

- (五) 休日夜間等において市町村長の入院の同意の依頼を受けた場合においても、速やかに同意が行われるようにすること。

このため、休日夜間等においても迅速に対応できる体制を整えておくとともに、休日夜間等の緊急の場合の連絡方法については関係する病院にあらかじめ連絡しておくこと。

なお、聴取票の作成及び前記（二）の手続きをとることができなかった場合においては、その後速やかに手続きをとること。

五 同意後の事務

(一) 入院中の面会等

市町村の担当者は、入院の同意後、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

なお、市町村長同意直後の面会後も、市町村長同意による入院が継続している間は、継続して面会等を行い、本人の状態、動向の把握等に努めること。

また、退院後生活環境相談員と連携の上、施行規則第 15 条の 11 の規定による医療保護入院者退院支援委員会に積極的に参加するほか、法第 47 条の規定に基づき、必要な情報の提供、助言その他の援助を行い、本人の意思を尊重した上で、退院に向けた相談支援につなげること。

上記の業務を担当する者は、患者の退院に向けた調整をすることが期待されていることから、精神保健福祉に関する研修や精神保健福祉相談員講習会等を受講した者が望ましい。

さらに、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）が法第 35 条の 2 の規定による入院者訪問支援事業を実施している場合には、面会時にリーフレット等を用いて当該事業について紹介すること。なお、本人が当該事業を利用する旨について都道府県への連絡を希望した際には、訪問が速やかに実施されるよう、都道府県に確実にその旨を伝達すること。

（注）本人が遠隔地の病院に入院した場合には、市町村間で連絡を取ってその状態や動向等の把握に努めること。

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 144 号。以下「整備省令」という。）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「施行規則」という。）が、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、医療保護入院者の退院促進措置とともに、今般新たに定められた措置入院者の退院促進措置についても推進していくものである。当該措置の具体的な運用の在り方については下記のとおりであるので、適切な実施に努められるとともに、貴管下市町村並びに関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、平成 26 年 1 月 24 日付障発 0124 第 2 号「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止し、本通知は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

記

第 1 退院促進に関する措置の趣旨

措置入院者及び医療保護入院者（以下第 5 を除き「入院者」という。）の退院促進に関する措置は、措置入院及び医療保護入院が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるものであること。

第 2 退院後生活環境相談員の選任

1 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1) 退院後生活環境相談員は、入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
- (2) 退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関、地域援助事業者（入院者が、退院後に利用する障害福祉サービス等について、入院中から相談することにより、円滑に地域生活に移行することができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者等の事業者を総称するものをいう。以下同じ。地域援助事業者の詳細は第 3 を確認すること。）その他地域生活支援にかかわる機関との調整に努めること。
- (3) 入院者の支援に当たっては、本人の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
- (4) 以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

2 選任及び配置

- (1) 退院に向けた相談を行うに当たっては、退院後生活環境相談員と入院者及びその家族等との間の信頼関係が構築されることが重要であることから、その選任に当たっては、入院者及び家族等の意向に配慮すること。
- (2) 配置の目安としては、退院後生活環境相談員 1 人につき、概ね 50 人以下の入院者を担当すること（常勤換算としての目安）とし、入院者 1 人につき 1 人の退院後生活環境相談員を入院後 7 日以内に選任すること。兼務の場合等については、この目安を踏まえ、担当する入院者の人数を決めること。また、選任された退院後生活環境相談員の一覧を作成すること。
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日から、新たに、措置入院者についても退院後生活環境相談員の選任が義務化される。これに基づき、当該時点で既に入院している措置入院者についても退院後生活環境相談員を選任する必要がある、可能な限り速やかに、退院後生活環境相談員として選任された旨を担当する措置入院者及びその家族等に説明すること。

3 資格

退院後生活環境相談員として有すべき資格は、

- ① 精神保健福祉士
- ② 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士又は公認心理師として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者
- ③ 精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境についての相談及び指導に関する業務に 3 年以上従事した経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了した者

のいずれかに該当すること。

4 業務内容

退院後生活環境相談員は、精神科病院内の多職種による支援チームの一員として、入院者が退院に向けた取組や入院に関することについて最初に相談することができる窓口の役割を担っており、その具体的な業務は以下のとおりとする。

(1) 入院時の業務

新たに措置入院又は医療保護入院により入院した者に対して、入院後7日以内に退院後生活環境相談員を選任し、選任された退院後生活環境相談員は速やかに当該入院者及びその家族等に対して以下についての説明を行うこと。

- ・ 退院後生活環境相談員として選任されたこと及びその役割
- ・ 退院に向けて、入院者及びその家族等からの相談に応じること
- ・ 地域援助事業者の趣旨並びに本人及び家族等が希望する場合、病院は地域援助事業者を紹介すること
- ・ 退院等の請求、都道府県の虐待通報窓口等
- ・ 市町村長同意による医療保護入院者の場合、市町村の担当者との面会が速やかに行われるように、入院者本人への説明および市町村担当者との連絡調整を行うこと
- ・ 医療保護入院者の場合、医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）について、以下に掲げること
 - ア 委員会の趣旨
 - イ 委員会には本人が出席できること又は出席せずに書面により意見を述べるができること
 - ウ 退院後の生活環境に関わる者に委員会への出席の要請を行うことができること

(2) 退院に向けた支援業務

- ア 退院後生活環境相談員は、入院者及びその家族等からの相談に応じるほか、退院に向けた意欲の喚起や具体的な取組の工程の相談等を積極的に行い、本人の意向を尊重した退院促進に努めること。
- イ 入院者及びその家族等と相談を行った場合には、当該相談内容について相談記録又は看護記録等に記録をすること。
- ウ 退院に向けた支援を行うに当たっては、主治医の指導を受けるとともに、その他当該入院者の治療に関わる者との連携を図ること。
- エ 日頃から、市町村との連絡調整を行うことにより、地域援助事業者を中心とする地域資源の情報を把握し、当該情報を有効に活用できるよう努めること。
また、地域援助事業者に限らず、入院者の退院後の生活環境に関わる者等の紹介や、これらの者との連絡調整について、入院早期から行い、退院後の環境調整に努めること。

(3) 医療保護入院者退院支援委員会に関する業務

- ア 委員会の開催に当たって、開催に向けた調整や運営の中心的役割を果たすこととし、充実した審議が行われるよう努めること。

イ 医療保護入院者が家族等や地域援助事業者、市町村職員等の委員会への参加を希望した場合は、それらの者に対して積極的に出席を求める等の調整を図ること。

ウ 入院期間が更新される医療保護入院者について、委員会の審議の結果、退院後の地域生活への移行の調整に課題があることが明らかとなった場合には、速やかに市町村又は地域援助事業者に連絡し、当該入院者に係る障害福祉サービス等との連携について検討・調整を行うこと。その際、入院又は入院期間の更新に同意した家族等とも適切に連携すること。

(4) 退院調整に関する業務

ア 入院者の退院に向けて、本人が希望する退院後の地域生活について丁寧に聴取すること。

イ 入院者の希望を踏まえ、地域援助事業者等との連携により居住の場の確保等の退院後の環境に係る調整を行うとともに、地域生活の維持に必要な障害福祉サービス等の利用に向けて調整する等、円滑な地域生活への移行を図ること。

5 その他

(1) 入院者が引き続き任意入院により当該病院に入院するときは、当該入院者が地域生活へ移行するまでは、継続して退院促進のための取組を行うことが望ましいこと。

(2) 都道府県が入院者訪問支援事業を実施している場合においては、当該事業の実施状況も踏まえつつ、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、当該事業を紹介した上で、その利用に係る希望の有無を確認すること。

第3 地域援助事業者の紹介及び地域援助事業者による相談援助

1 地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

(1) 入院者又は家族等が、地域で利用可能な障害福祉サービス等の内容や申請方法を理解し、入院中から当該障害福祉サービス等を提供する事業者との関係を築くことができるようにすることを目的に、法第29条の7（法第33条の4において準用する場合を含む。）においては、障害者総合支援法に規定される一般相談支援事業、特定相談支援事業又は市町村の地域生活支援事業若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）に規定される居宅介護支援事業を行う者が地域援助事業者として定められている。

さらに、入院者が個別の障害福祉サービス等を入院前に利用していた場合等については、当該事業者との連絡調整が必要になることが想定されることがから、施行規則において、相談支援を行う事業者以外の事業者についても幅広く地域援助事業者に含まれるものとして定められている。

(2) 精神科病院の管理者には、入院者又はその家族等の求めに応じて地域援助事業者を紹介することが義務付けられている。実務においては、退院後生活環境相談員が、入院者又はその家族等に地域援助事業者を紹介することが想定されるが、そのためには、日頃から、市町村や地域援助事業者等と連携することが重要である。

- (3) 入院者から地域援助事業者の紹介の希望がない場合においても、当該入院者が希望する地域生活について聴取するとともに、障害福祉サービス等の利用について、丁寧な説明を継続して行い、後に当該入院者がその利用を希望した場合には、速やかに紹介等を行うことができるよう連絡調整に努めること。

2 紹介の方法

- (1) 地域援助事業者の紹介の方法については、書面の交付による紹介に加え、面会（オンラインによるものを含む。）による紹介やインターネット情報を活用しながらの紹介等により、入院者が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫されたいこと。
- (2) どの地域援助事業者を紹介するかについては、必要に応じて入院者の退院先又はその候補となる市町村への照会を行うこと。居住の場の確保や、退院後の生活環境に係る調整に当たっては、市町村等との協働により、地域相談支援の利用に努めること。また、精神保健福祉センター及び保健所等の知見も活用すること。

3 紹介後の対応

地域援助事業者の紹介を行った場合においては、退院後生活環境相談員を中心として、入院者と当該地域援助事業者の相談状況を把握し、連絡調整に努めること。

4 地域援助事業者による相談援助

- (1) 地域援助事業者は、入院者が障害福祉サービス等を退院後円滑に利用できるよう、相談援助を行うこと。
- (2) 入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連絡調整等、連携を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有等に努めること。

第4 医療保護入院者退院支援委員会の開催

1 医療保護入院者退院支援委員会の趣旨・目的

委員会の趣旨は、医療保護入院者が退院後に希望する地域生活が円滑にできるよう、3に定める出席者が一堂に会し審議することにより、更新の必要性及び退院に向けた取組の方向性について、認識を共有し、退院後の生活環境を調整することである。

委員会においては、施行規則第15条の11の規定に基づき、医療保護入院者の入院期間の更新が必要と認められる場合には、更新後の入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。当該委員会の審議は、医療保護入院の期間の更新に際して必要な条件となり、これは、委員会の審議に基づき、退院に向けた取組を推進するための体制を整備することを目的とするものである。

したがって、委員会においては、本人の希望を丁寧に聴き、医療保護入院者の退院後の地域生活を支える、家族等や地域援助事業者をはじめとする関係者の調整を行うことが重要である。

2 対象者及び開催時期

委員会の審議の対象者は、入院時又は更新時に定める入院期間の更新が必要となる医療保護入院者である。

その開催時期は、入院期間の更新に際して、可能な限り、入院期間満了日に近い日の病状を踏まえ審議をすることが求められることから、当該入院期間満了日の1か月前から当日までの間に行うこととする。ただし、入院期間の更新の同意を求める家族等に対しては、施行規則第15条の10の規定に基づき、やむを得ない場合を除き、1か月前から2週間前に入院期間の更新に係る同意に関する通知を行うこととされていることに加え、法第33条第8項及び施行規則第15条の14の規定に基づき、当該家族等の同意を得たものとみなす場合には、当該通知を発した日から2週間以上の期間が必要であることに留意が必要である。入院期間の更新に係る詳細については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）」（障発1127第1号令和5年11月27日障害保健福祉部長通知）を参照すること。

3 出席者

委員会の出席者は、以下のとおりとすること。

- ① 医療保護入院者の主治医
- ② 看護職員（当該医療保護入院者を担当する看護職員が出席することが望ましい）
- ③ 当該医療保護入院者について選任された退院後生活環境相談員
- ④ ①～③以外の病院の管理者が出席を求める病院職員
- ⑤ 当該医療保護入院者
- ⑥ 当該医療保護入院者の家族等
- ⑦ 地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者

①から④までは参加が必須である。⑤が委員会に出席するのは、本人が出席を希望する場合であるが、本人の退院後の生活環境について調整することが委員会の趣旨であることに鑑み、本人には開催日時及びその趣旨について事前に丁寧に説明し、委員会の出席希望について本人の意向をよく聞き取ること。また、参加希望の有無にかかわらず審議の結果は通知すること。

⑥及び⑦は、⑤が出席を求め、かつ、当該出席を求められた者が出席要請に応じるときに限り出席するものとする。また、出席に際しては、⑤の了解が得られる場合には、オンライン会議等、情報通信機器の使用による出席も可能とすること。

なお、入院期間の更新の手続において、⑤が引き続き入院が必要であって法

第 20 条に基づく任意入院が行われる状態にないかを判定する観点から、別途、指定医の診察が必要であることに鑑みて、①については、⑤の病状及び退院促進措置等の現状に最も詳しい主治医が参加することを求めるものであり、必ずしも指定医である必要はないものとする。ただし、その場合には、①から④までは、委員会開催前に審議事項について指定医とよく相談すること。

また、③が②にも該当する場合は、その双方を兼ねることも可能であるが、その場合には、④であって⑤に関わるものを出席させることが望ましいこと。

⑦として、地域援助事業者以外には、入院前に⑤が通院していた又は退院後に⑤が診療を受けることを予定する医療機関等も想定される。

4 開催方法

開催に当たっては、十分な日時の余裕を持って審議対象となる医療保護入院者に別添様式 1（医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ）の例により通知すること。当該通知に基づき 3 ⑥及び⑦に掲げる者に対する出席要請の希望があった場合には、当該希望があった者に対し、以下の内容を通知すること。

- ・ 委員会の開催日時及び開催場所
- ・ 医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと
- ・ 出席が可能であれば委員会に出席されたいこと
- ・ 文書による意見提出も可能であること

5 審議内容

委員会においては、以下の 2 点その他必要な事項を審議すること。

- ① 医療保護入院者の入院期間の更新の必要性の有無及びその理由
- ② 入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間及び当該期間における退院に向けた具体的な取組

6 審議結果

- (1) 委員会における審議の結果については、別添様式 2 「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」（以下「審議記録」という。）により作成すること。なお、(3) のとおり、当該審議記録は本人及び委員会出席者に通知することから、病院の業務従事者以外にもわかりやすい記載となるように配慮すること。
- (2) 病院の管理者（大学病院等においては、精神科診療部門の責任者）は、委員会の審議状況を確認し、審議記録に署名すること。また、審議状況に不十分な点がみられる場合には、適切な指導を行うこと。
- (3) 審議終了後できる限り速やかに、審議の結果を本人並びに委員会に出席した 3 ⑥及び⑦に対して審議記録の写しにより通知すること。
- (4) 委員会における審議の結果、入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院に向けた手続をとること。
- (5) 入院期間の更新の際には、当該更新に係る委員会の審議記録を更新届に添付し、提出すること。

7 経過措置

令和6年4月1日以降に入院する医療保護入院者について、入院期間の上限が設けられることとなり、その入院期間の更新に際しては、委員会の開催が必須となる。令和6年3月31日以前に医療保護入院した者については、整備省令第5条の規定に基づき、法第33条第1項第1号に掲げる者に該当するかどうかについて指定医に診察させなければならない、当該診察の結果、当該者を引き続き入院させることとする場合に必要な委員会の開催等の手続に関する経過措置が設けられているため、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）」（障発1127第1号令和5年11月27日障害保健福祉部長通知）を参照すること。

第5 その他

本措置について、法令上は、第2及び第3については措置入院者及び医療保護入院者、第4については医療保護入院者のみを対象として講じる義務が課されているものであるが、その他の入院形態の入院患者の早期退院のためにも有効な措置であることから、同様の措置を講じることにより退院促進に努められたいこと。

障 精 発 1127 第 5 号
令 和 5 年 11 月 27 日

各

都道府県
指定都市

 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について

標記については、これまで平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」に基づき告知及び届出等が行われてきたところである。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により、医療保護入院の入院期間及び更新に関する規定等が設けられたところである。改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の運用に当たって、下記のとおり書面等の標準的な様式として定めることとしたため、ご了解いただき適切な実施に努められるとともに、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、本通知は令和6年4月1日からの適用とし、平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」は、令和6年3月31日付けで廃止する。

記

1 任意入院に係る書面について

(1) 任意入院の告知等について

ア 法第21条第1項の規定による任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面は、別添様式1（任意入院同意書）によるものとする。

イ 法第21条第1項の規定による精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関する事等を知らせる書面は、別添様式2（入院に際してのお知らせ）によるものとする。

ウ 入院後1年経過時及び以後2年ごとに提出を求める精神障害者が自ら入院する旨

を記載する書面は、別添様式3（任意入院（継続）同意書）を用いるものとする
こと。

エ 法第21条第7項の規定による任意入院者に対し同条第3項又は第4項後段の規定
による措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式4（入院継続に際してのお知ら
せ）によるものとする。

オ 法第21条第4項後段の規定による措置を採った場合の記録は、別添様式5（任意
入院者の退院制限した場合の記録）によるものとする。

カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生
労働大臣が定める基準（昭和63年厚生省告示第130号。以下「厚生省告示第130号」
という。）の第五「任意入院者の開放処遇の制限について」に規定する開放処遇の
制限を行う理由を患者に告知する書面は、別添様式6（開放処遇の制限を行うに当
たってのお知らせ）によるものとする。

（2） 任意入院者に係る報告について

法第38条の2第2項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報
告は、別添様式7（任意入院者の定期病状報告書）によるものとする。

報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、第20条の規定による入
院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限
（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6か月経過時（ただ
し、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものと
すること。

2. 医療保護入院に係る書面について

（1） 入院に係る書面

ア 法33条第1項の規定による入院措置を採る際の家族等の同意は、別添様式8（医
療保護入院に関する家族等同意書）によるものとする。

なお、法第33条第2項の規定による医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う
場合の対応については、昭和63年6月22日健医発第743号厚生省保健医療局長通知
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第6項の規定に基づ
く医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」の
別添「市町村長同意事務処理要領」（（2）のイにおいて「市町村長同意事務処理
要領」という。）によるものとし、精神科病院が市町村長に対し同意を求めるとき
に市町村長に送付する依頼書は同要領の別添様式1（医療保護入院同意依頼書）、

市町村長の同意が行われたときに市町村長が精神科病院に送付する同意書は同要領の別添様式3（医療保護入院に関する市町村長同意書）によるものとする。

イ 法33条の3第1項の規定による入院者及び家族等に入院措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式9（医療保護入院に際してのお知らせ）によるものとする。

ウ 法第33条第9項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出（同条第1項、第2項又は第3項後段の規定による入院措置を採る場合に限る。）は、同条第1項、第2項又は第3項後段の規定による入院に応じて別添様式10（医療保護入院者の入院届）又は別添様式11（特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録）によるものとする。

また、法第33条5項の規定による精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式11（特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録）を用いるものとする。

（2）入院期間の更新に係る書面

ア 法第33条第8項の規定による医療保護入院の入院期間の更新の同意に関する家族等への通知は、法施行規則第15条の15各号に該当しない場合は別添様式12-1（医療保護入院の入院期間の更新に関する通知（法施行規則第15条の15各号に該当しない場合））、それ以外の場合は別添様式12-2（医療保護入院の入院期間の更新に関する通知）によるものとする。

イ 第33条第6項の規定による入院期間の更新をする際の家族等の同意は、別添様式13（医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書）によるものとする。

なお、入院期間の更新に必要な同意を市町村長が行う場合の対応については、「市町村長同意事務処理要領」によるものとし、精神科病院が市町村長に対し同意を求めるときに市町村長に送付する依頼書は同要領の別添様式4（医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書）、市町村長の同意が行われたときに市町村長が精神科病院に送付する同意書は同要領の別添様式6（医療保護入院期間の更新に関する市町村長同意書）によるものとする。

ウ 法33条の3の規定による入院者及び家族等に対し入院期間を更新する旨等を知らせる書面は、別添様式14（医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ）によるものとする。

エ 法第33条第9項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出（同条第6項の規定による入院期間を更新する場合に限る。）は、別添様式15（医

療保護入院者の入院期間更新届)によるものとする。

(3) 退院に係る書面

法第33条の2の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式16(医療保護入院者の退院届)によるものとする。

3. 応急入院に係る書面について

(1) 応急入院の告知について

法第33条の7後段により準用する法第29条第3項の規定による入院患者に対し法第33条の6第1項又は第2項後段の規定による入院措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式17(応急入院に際してのお知らせ)によるものとする。

(2) 応急入院者に係る届出等について

法第33条の6第5項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院に応じて別添様式18(応急入院届)又は別添様式19(特定医師による応急入院届及び記録)によるものとする。

また、法第33条の6第4項の規定による精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式19(特定医師による応急入院届及び記録)を用いるものとする。

4. 措置入院に係る書面について

(1) 措置入院に関する診断について

法第27条第1項又は第2項の規定により法第18条第1項に規定する精神保健指定医(以下「指定医」という。)が診察した場合には、別添様式20(措置入院に関する診断書)に記入を行うものとする。

(2) 措置入院決定の告知について

法第29条第3項(法第29条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者及びその家族等であって法第28条第1項の規定による通知を受けたもの又は同条第2項の規定による立会いを行ったものに対し入院措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式21(措置入院決定のお知らせ)によるものとする。

(3) 措置入院に関する精神医療審査会への通知について

法第29条第1項の規定による入院措置を採ったときの第38条の3第1項の規定による都道府県知事から精神医療審査会への通知は、別添様式22(措置入院決定報告書)によるものとする。

(4) 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について

ア 法第38条の2第1項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式23（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。

イ 法第29条の5の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式24（措置入院者の症状消退届）によるものとする。

5. 処遇について

(1) 患者の隔離について

厚生省告示第130号の第三「患者の隔離について」に規定する隔離を行うに当たっての入院患者への告知は、別添様式25（隔離を行うに当たってのお知らせ）により行うものとする。

(2) 身体的拘束について

厚生省告示第130号の第四「身体的拘束について」に規定する身体的拘束を行うに当たっての入院患者への告知は、別添様式26（身体的拘束を行うに当たってのお知らせ）により行うものとする。

6. その他の事項について

(1) 未成年者又は被後見人の任意入院に際しての同意書について

患者が任意入院に当たって行う「同意」とは、民法上の法律行為としての同意と必ずしも一致するものではなく、患者が自らの入院について積極的に拒んではない状態をいうものであること。したがって、未成年者又は被後見人である精神障害者の入院の場合の入院同意書の作成については、精神科病院の管理者との間の入院契約と異なり、親権者又は後見人の副書を求めたり、患者本人の同意書にこれらの者の同意書を添付させることは必要ではないこと。

(2) 任意入院の退院制限について

法第21条第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。ただし、夜間に退院を希望する意思が明らかにされた場合には、通常の診療開始前に、退院についての指定医の診療を求めることとしても差し支えないこと。

(3) 外国人等に対する告知について

外国人等の患者に対して告知を行う場合には、告知の内容について患者の理解が得られるよう配慮すること。

(4) 電算処理による届出等の取扱いについて

精神科病院の管理者が都道府県知事に提出する患者の入退院に際しての届出等については、定められた様式による場合であれば、指定医等の署名部分を除き、当該精神科病院において電算処理により作成した届出等を用いて差し支えないこと。

(5) 届出等の用紙について

届出等に用いる用紙の大きさは、原則として、A4とすること。ただし、都道府県の判断により、セキュリティ対策を講じた上で、各都道府県における個人情報保護条例等の関係規定に基づき適切に運用することを前提に、別添様式7、10、11、15、16、18、19、23、24については電子媒体での提出も可とする。

令和 5 年 11 月 27 日

障精発 1127 第 6 号

都道府県
各 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

（ 公 印 省 略 ）

医療保護入院における家族等の同意に関する運用について

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）が改正されたところである。

当該改正を踏まえた精神科病院の管理者が家族等からの同意を得る際の運用の考え方については下記のとおりであるので、医療保護入院制度の円滑、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

なお、本通知は令和 6 年 4 月 1 日からの適用とし、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について（平成 26 年 1 月 24 日障精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）」は令和 6 年 3 月 31 日付けで廃止する。

記

I 家族等の同意に関する基本的な考え方

1. 医療保護入院は、本人の同意を得ることなく入院させる制度であることから、その運用には格別の慎重さが求められる。本人の同意が求められる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるように努めなければならない。

2. また、医療保護入院においては、その診察の際に付き添う家族等が、通例、当該精神障害者を身近で支える家族等であると考えられることから、精神科病院の管理者(以下「管理者」という。)は、原則として、診察の際に患者に付き添う家族等に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。

II 同意を得る際の留意点

1. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際には、同意を行う者の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示により可能な範囲で本人確認を行うとともに、当該者の精神の機能の状態等を踏まえ、上記書面の申告内容を確認されたい。なお、医療保護入院及び入院期間の更新に関する同意における書面の様式については、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」(令和5年11月27日障精発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)の様式8及び13を適宜活用されたい。
2. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。
3. 当該医療保護入院者に係る精神障害者が未成年である場合に管理者が親権者から同意を得る際には、民法(明治29年法律第89号)第818条第3項の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。なお、父母の片方が虐待を行っている場合等、父母双方の同意を得ることが不相当と認められる場合は、この限りではない。
4. 精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。このため、管理者が医療保護入院の同意についての家族等の間の判断の不一致を把握した場合においては、可能な限り、家族等の間の意見の調整が図られることが望ましく、管理者は、必要に応じて家族等に対して医療保護入院の必要性等について説明することが望ましい。
5. 管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合であって、後見人又は保佐人の存在を把握し、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分に配慮されるべきものと解する。

6. 管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合において、親権を行う者の同意に関する判断は、親権の趣旨に鑑みれば、特段の事情があると認める場合を除き、尊重されるべきものと解する。
7. 医療保護入院後に管理者が当該入院に反対の意思を有する家族等(医療保護入院の同意を行った家族等であって、入院後に入院に反対することとなったものを含む。)の存在を把握した場合には、当該家族等に対して入院医療の必要性や手続の適法等について説明することが望まれる。その上で、当該家族等が依然として反対の意思を有するときは、管理者は、都道府県知事(精神医療審査会)に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。

Ⅲ 同意又は不同意の意思表示を行わない場合

1. 今回新たに、家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない場合にも市町村長同意を適用することとした趣旨は、家族等であっても、本人と疎遠である等の理由で、当該家族等において本人の利益を勘案できず、同意又は不同意の判断が難しい場合や、同意又は不同意の意思表示することにより本人とその家族等の関係が悪化することを懸念し関わりを拒否する場合等があることを考慮するものである。
2. 家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかったことにより、市町村長同意により入院した場合であって、入院後、当該家族等が、当該入院について同意又は不同意の意思表示を行った場合、当該入院について、入院手続の補正等を行う必要はない。
3. 家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかったことにより、市町村長同意により入院した患者の入院期間を更新するため、家族等の同意を求めるときは、入院手続において家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかったことを理由に家族等から除くことはできないため、当該家族等に対し、入院期間の更新の同意又は不同意の意思の確認をする必要がある。

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 21 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

改正精神保健福祉法の施行に伴う Q & A について（更新）

日頃より、精神保健福祉業務の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 5 年 11 月 27 日付け事務連絡「改正精神保健福祉法の施行に伴う Q & A について」に関して、別添の通り問 3－2、問 3－11 を更新し、問 3－17 を追記いたしました（更新・追記部分は下線部）ので、ご活用いただくとともに、管下の市町村及び関係団体へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【令和5年4月1日施行関係】	5
1 家族等からの除外に関して	5
問1-1 令和4年の精神保健福祉法の一部改正により、患者に虐待等を行った者は、医療保護入院の同意を求める「家族等」から除外されることとなったが、患者が家族等に虐待等をしている場合、当該家族等は「家族等」から除外されないか。	5
問1-2 虐待の事実が入院後に判明した場合、このまま医療保護入院として入院させて差し支えないか。	5
問1-3 家族等の全員から同意をとる必要があるか。	6
問1-4 家族等と連絡がつかない場合には市町村長同意としてよろしいか。	6
問1-5 医療機関においては、家族等からの虐待がないかをどのように確認すべきか。	6
問1-6 家族等が認知症の場合、「その家族等の全員がその意思を表示することができない場合」に含むものとしてよいか。	7
問1-7 家族等が虐待等を行っていた場合、措置入院の費用負担を加害者から徴収することはできないのか。	7
問1-8 医療保護入院の手続における家族等の同意に際し、過去、虐待通報を原因に「家族等」から除外された家族を「家族等」から除外することとして差し支えないか。	7
2 入院理由の告知に関して	8
問2-1 「入院理由」について診察の結果が選択式となっているが、指定医2名の診察結果が異なる場合は、該当の診断名すべてを示すことでよろしいか。	8
問2-2 家族等にも入院理由等を書面で知らせることとなるが、本人に告知する「医療保護入院決定のお知らせ」を家族にも渡す運用でよいか。	8
【令和6年4月施行関係】	9
3 医療保護入院の入院期間の更新手続について	9
問3-1 3か月間医療保護入院している患者がいるが、当該患者は過去にも同一病院での入院歴があり、当該入院期間と通算すれば6か月を経過することになる。そのため、更新後の入院期間を6か月以内で設定してよいか。	9
問3-2 市町村長同意による入院患者の入院期間の更新の同意については、	

- 引き続き、市町村長に依頼すればよいのか。 9
- 問 3-3 令和 6 年 4 月 1 日から、医療保護入院や入院期間の更新の同意を市町村長に依頼することができるようになる。家族等が、同意又は不同意の意思表示を行わない場合とは、どのような場合か。 9
- 問 3-4 法第 33 条第 8 項に基づく通知の前に、医療保護入院に同意した家族等が離婚又は死亡等によりいないことや、当該患者の入院期間の更新について同意又は不同意の意思表示を行わない旨の意思表示をしていること等を病院が把握している場合、それ以外の家族等に対し、更新の同意を求める通知をしてもよいのか。 10
- 問 3-5 (問 3-4 の場合) それ以外の家族等が存在しない場合は、市町村長同意をすることは可能か。 10
- 問 3-6 令和 6 年 4 月 1 日の施行日時時点で長期入院している患者について、当該患者の医療保護入院について同意した家族等の記録が残されていない場合は、いずれかの家族等に更新の同意を依頼してもよいのか。 10
- 問 3-7 医療保護入院に同意した家族等と連絡が取れなくなったため、それ以外の家族等に更新の同意を求めてもよいのか。 11
- 問 3-8 日頃から、医療保護入院に同意した家族等以外の家族等と連絡を取ることは差し支えないか。 11
- 問 3-9 法第 33 条第 8 項の規定に基づく通知は、必ず書面で行わなければならないのか。 11
- 問 3-10 指定医による診察の結果、退院可能と判断された医療保護入院の患者について、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合であって、入院期間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、どうするのか。 12
- 問 3-11 家族等に対し、入院期間の更新の同意を求める通知をし、期限までに回答がなかった場合には、法第 33 条第 8 項の規定により同意を得たものとみなすこととする場合の当該期限は、病院必着か、それとも家族等が回答を郵送した消印日になるのか。 12
- 問 3-12 入院期間の更新の同意を求める通知は、入院期間満了日の 1 か月前から 2 週間前までに行うこととされているが、当該患者についての指定医の診察や医療保護入院者退院支援委員会での審議は、入院期間満了日の 1 か月以上前に行っても差し支えないか。 13
- 問 3-13 「家族等との連絡が定期的に行われていない場合」の「定期的」とは具体的にどの程度連絡を取る必要があるのか。また、家族等との連絡とは何を指すのか。 13
- 問 3-14 入院期間を更新した場合、法第 33 条の 3 の規定に基づき、医療保護入院者と同意した家族等に対して、入院期間を更新する旨とその理由等を書面で知らせなければならないが、家族等に知らせる際には郵送でもよいのか。 13
- 問 3-15 施行日時点入院者については、令和 6 年 4 月から 9 月までの間に、当

該施行日時点入院者の推定する入院期間が経過する場合であっても、法第 33 条による更新手続によらず引き続き入院させることとしてもよいのか。この場合、医療保護入院者退院支援委員会の開催はどうなるのか。.....	14
問 3-16 施行日時点入院者について、指定医の診察時期は、令和 6 年 10 月以降であればいつでもよいのか。.....	14
問 3-17 平成 25 年法改正以前に保護者による同意で医療保護入院をしている施行日時点入院者の継続入院について、みなし同意の対象となりうる家族等は誰か。.....	15
4 入院者訪問支援事業について.....	16
問 4-1 対象範囲について、管内の市町村長同意による医療保護入院者が管外の精神科病院に入院した場合はどの自治体が訪問を行うのか。.....	16
問 4-2 各自治体が行う「推進会議」、「実務者会議」、「研修の実施」について、それぞれ、都道府県と指定都市が合同で行うことも可能か。.....	16
問 4-3 入院者訪問支援員に対して、報酬を支払うことは可能か。.....	16
問 4-4 入院者訪問支援員として訪問予定の方が有資格者等の場合、事前の研修の受講を免除する特例ルールを自治体独自に設けることは可能か。...	16
問 4-5 ひとりの入院者に対して複数回訪問してよいのか。.....	16
問 4-6 行政職員が入院者訪問支援員になることは可能か。.....	17
5 自治体の相談支援体制について.....	18
問 5-1 令和 4 年の精神保健福祉法の一部改正により、精神保健に関する住民からの相談支援には都道府県（保健所や精神保健福祉センター）ではなく、市町村を中心に対応するという方向に、方針が変わるのか。.....	18
問 5-2 市町村における精神保健の相談支援体制については、新たな専用の相談窓口の設置が必須なのか。.....	18

【令和5年4月1日施行関係】

1 家族等からの除外に関して

問1-1 令和4年の精神保健福祉法の一部改正により、患者に虐待等を行った者は、医療保護入院の同意を求める「家族等」から除外されることとなったが、患者が家族等に虐待等をしている場合、当該家族等は「家族等」から除外されないか。

(答)

- ・ 今回の改正は、
 - ・ 虐待等の加害者の同意により本人の同意に基づかない入院をさせることは、患者の権利擁護等のための入院である医療保護入院の趣旨に合わないこと
 - ・ 各虐待防止法等の一時保護措置等を受けている方について、家族等同意の手続きにより現住所等が加害者に明らかになることは適切ではないこと等を背景とするものです。
- ・ そのため、患者が家族等を虐待等している場合、当該家族等は「家族等」から除外されません。当該家族等から医療保護入院の同意を求める際、入院者に対する医療やその後の社会復帰には、家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、入院者と家族等の関係が良好でない場合、当該家族等以外の意向も確認することが望まれます。

問1-2 虐待の事実が入院後に判明した場合、このまま医療保護入院として入院させて差し支えないか。

(答)

- ・ 虐待の事実が入院時に把握されず、入院後に判明した場合、入院時に必要な診療等が行われていれば、虐待を把握できなかったこと自体について医療機関が責めを負うものではありませんが、実情に応じて手続きの補正等の対応をしてください。
- ・ 具体的には、虐待を行っていたことが判明した家族からのみ同意を得ていた場合は、できるだけ速やかにそれ以外の家族等から同意を得るとともに入院届を再提出する等の対応が求められます（虐待を行った者以外に家族等がない場合は、市町村長による同意）。
- ・ また、令和6年施行以降は、医療保護入院の期間の上限が設けられますが、更新時点で家族等から除外されている場合には更新の同意を求めることはできません。
- ・ なお、入院時から手続きの補正等が行われるまでの入院期間については、法第33条の規定に準ずる入院措置があったものとして、精神保健福祉法の規定に準じて対応するようにしてください。

問 1-3 家族等の全員から同意をとる必要があるか。

(答)

- ・ 「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」(令和5年 11月 27 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)において、

「精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。」としており、同意に反対している家族等がいる場合には、その意見を十分に配慮するよう求めています。

問 1-4 家族等と連絡がつかない場合には市町村長同意としてよろしいか。

(答)

- ・ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う Q&A」(平成 26 年 3 月 20 日付事務連絡) 問 3-4 でお示ししており、「行方の知れない者」は家族等から除くこととされており、家族等がない又は家族等の全員がその意思表示をすることができない場合には、市町村長同意を行うことができます。
- ・ ただし、旅行等により一時的に連絡を取ることができない場合はこれに該当しないため、この場合は、応急入院指定病院において応急入院を行い、その間に家族等と連絡をとって医療保護入院の同意を得ることが必要です。

問 1-5 医療機関においては、家族等からの虐待がないかをどのように確認すべきか。

(答)

- ・ 医療機関は、平素から診察等により、虐待の早期発見に努める必要があります。(児童虐待防止法第 5 条等)
- ・ 令和 4 年の精神保健福祉法の一部改正に伴って、虐待がないかどうかの確認のために医療機関に、新たな手続きを求めるものではありません。
- ・ 医療機関においては、引き続き虐待を受けたと思われる事案の把握に努め、把握した場合には通報・通告等の適切な対応をいただく必要があります。その上で、令和 4 年の精神保健福祉法の一部改正に伴い、他の家族等(他の家族等がない場合は市町村長)に医療保護入院の同意を求めていただくこととなります。

問１－６ 家族等が認知症の場合、「その家族等の全員がその意思を表示することができない場合」に含むものとしてよいのか。

(答)

- ・ 事実上、同意・不同意やそのいずれも行わない意思を表示できない場合については「その家族等の全員がその意思を表示することができない場合」に含まれますが、単に認知症であることを理由にこれに含むことはできません。

問１－７ 家族等が虐待等を行っていた場合、措置入院の費用負担を加害者から徴収することはできないのか。

(答)

- ・ 措置入院費は、障害者本人のために必要な医療保護であることから、本人または親族が負担し得る範囲内で医療費を負担すべきという衡平の観点から、「精神障害者又はその扶養義務者」から、その所得に応じて徴収することができることとなっています。
- ・ 今回の改正による扶養義務者の範囲の変更はありません。このため、措置入院の費用負担の対象となる場合には、負担を求めることについては、引き続き差し支えありません。ただし、当該虐待を行っている扶養義務者との接触等により入院者の安全が脅かされる場合等は、当該扶養義務者に費用徴収を求めることは適切ではありません。

問１－８ 医療保護入院の手続における家族等の同意に際し、過去、虐待通報を原因に「家族等」から除外された家族を「家族等」から除外することとして差し支えないか。

(答)

- ・ 現在、当該家族等から虐待が行われていないと認めるに足りる相当の事情がある場合を除き、「家族等」から除外することが適当です。

2 入院理由の告知に関して

問2-1 「入院理由」について診察の結果が選択式となっているが、指定医2名の診察結果が異なる場合は、該当の診断名すべてを示すことでよろしいか。

(答)

- ・ 個々の症例によりケースバイケースでの判断となると思われますので、画一的な対応とせず、診察した2名の指定医とよく相談のうえ、もっとも適当な記載にしてください。

なお、告知様式において複数の病態を選択することは可能です。

問2-2 家族等にも入院理由等を書面で知らせることとなるが、本人に告知する「医療保護入院決定のお知らせ」を家族にも渡す運用でよいか。

(答)

- ・ 家族に対しても、基本的に、本人と同じ様式を使用することとなります。

【令和6年4月施行関係】

3 医療保護入院の入院期間の更新手続について

問3-1 3か月間医療保護入院している患者がいるが、当該患者は過去にも同一病院での入院歴があり、当該入院期間と通算すれば6か月を経過することになる。そのため、更新後の入院期間を6か月以内で設定してよいか。

(答)

- ・ 入院期間の設定は、当該医療保護入院の期間により判断するものであり、過去の医療保護入院の期間を通算することはできません。この場合、更新後の入院期間は3か月以内の期間を定める必要があります。
- ・ なお、医療保護入院の入院期間の設定例は、以下のとおりです。

例) 入院日：令和6年4月7日

- 入院期間の上限（3か月以内）：令和6年7月7日まで
- 入院期間を更新した場合の入院期間の上限（3か月以内）：令和6年10月7日まで
- 更に入院期間を更新した場合の入院期間の上限（6か月以内）：令和7年4月7日まで

問3-2 市町村長同意による入院患者の入院期間の更新の同意については、引き続き、市町村長に依頼すればよいか。

(答)

- ・ 当該患者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合に該当すれば、市町村長に同意を依頼することが可能です。
- ・ 市町村長同意による入院以後、当該患者に後見人等が選任された場合等新たに家族等ができた場合は、当該家族等に更新の同意を求める必要があります。

問3-3 令和6年4月1日から、医療保護入院や入院期間の更新の同意を市町村長に依頼することができるようになる。家族等が、同意又は不同意の意思表示を行わない場合とは、どのような場合か。

(答)

- ・ 家族等が、同意又は不同意の意思表示を行わないとの意思を明確に表示している場合のほか、家族等が当該患者との関わりを拒否する意思を明確に示している場合も含まれます。「同意しない」との意思表示がある場合は、市町村長同意の対象にはなりません。
- ・ そのため、医療保護入院の手続の際、家族等が患者との関わりを拒否しており、それ以外の家族等がない場合について、医療保護入院の同意を市町村長に依頼することができます。
- ・ ただし、入院期間の更新をする場合、あらためて、入院期間を更新することについて当該家族等の意向を確認する必要があります。

問３－４ 法第 33 条第 8 項に基づく通知の前に、医療保護入院に同意した家族等が離婚又は死亡等によりいないことや、当該患者の入院期間の更新について同意又は不同意の意思表示を行わない旨の意思表示をしていること等を病院が把握している場合、それ以外の家族等に対し、更新の同意を求める通知をしてもよい。

(答)

- ・ 医療保護入院に同意した家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求める通知をすることは可能です。
- ・ この場合、法第 33 条第 8 項の規定によるみなし同意の対象とはならないことに留意してください。

問３－５ (問３－４の場合) それ以外の家族等が存在しない場合は、市町村長同意をすることは可能か。

(答)

- ・ 病院から市町村長に対し、同意の依頼をすることは可能です。なお、市町村長に関しては、法第 33 条第 8 項の規定に基づくみなし同意の規定は適用されませんので、必ず市町村長から同意又は不同意を得る必要があります。
- ・ 同意後、市町村の担当者においては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」(昭和 63 年 6 月 22 日厚生省保健医療局長通知)の「五 同意後の事務」のとおり、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝える必要があります。

問３－６ 令和 6 年 4 月 1 日の施行日時点で長期入院している患者について、当該患者の医療保護入院について同意した家族等の記録が残されていない場合は、いずれかの家族等に更新の同意を依頼してもよい。

(答)

- ・ 令和 6 年 3 月 31 日までに入院している患者(施行日時点入院者)については、当該患者のいずれかの家族等に同意を求めることが可能です。

問３－７ 医療保護入院に同意した家族等と連絡が取れなくなったため、それ以外の家族等に更新の同意を求めてもよいか。

(答)

- ・ 連絡をとる手段がない等によりその同意を得ることができない場合は、当該家族等は「行方の知れない者」として扱い、それ以外の家族等に更新の同意を求めることとして差し支えありません。その場合、法第 33 条第 8 項の規定によるみなし同意の対象にはならないことに留意してください。

問３－８ 日頃から、医療保護入院に同意した家族等以外の家族等と連絡を取ることが差し支えないか。

(答)

- ・ 医療保護入院者に対する医療やその後の社会復帰には、家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院に同意した家族等以外の多くの家族等に対しても十分な説明やその合意の確保をすることは望ましく、こうした連絡を妨げる趣旨はありません。

問３－９ 法第 33 条第 8 項の規定に基づく通知は、必ず書面で行わなければならないのか。

(答)

- ・ 法第 33 条第 8 項の規定に基づく通知は、入院期間の更新の同意を求めるべき家族等に対し、通知すべき事項（以下「通知事項」という。）を含む書面で行うことが望ましいですが、電話や電子メール等により入院期間の更新の同意についての意向を確認する等の対応は差し支えありません。
- ・ ただし、電話や電子メール等で意向確認を行った場合であっても、速やかに、通知事項を含む書面を家族等に郵送することが適当と考えられます。
- ・ また、入院期間を更新することについて、家族等が対面で説明を希望する場合等は、通知事項を含む書面を対面で交付することとして差し支えありません。その際に、家族等から更新の同意を得た場合は、法第 33 条の 3 に定める入院期間の更新をする旨及びその理由について、医療保護入院者本人及びその家族等に対して書面で知らせる必要がありますが、これらの手続を同日に行うことも差し支えありません。

問3-10 指定医による診察の結果、退院可能と判断された医療保護入院の患者について、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合であって、入院期間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、どうするのか。

(答)

- ・ 医療機関においては、十分な期間をもって手続していただけるよう入院期間満了日の1か月前から、入院期間の更新手続を行うことができるよう省令に定めています。
- ・ そのため、入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び退院支援委員会による審議が可能であり、
 - ・ 診察の結果、本人の同意に基づく入院が可能な場合は、任意入院に切り替え、
 - ・ 任意入院が行われる状態になく、引き続き、医療保護入院が必要と判断された場合は、家族等の同意（又は市町村長の同意）を得て、入院期間を更新し、
 - ・ 退院可能と判断された場合は、速やかに退院手続を進めていただくのいずれかの対応をしていただくことになります。
- ・ 退院可能と判断された後、退院先の受入準備等の事情により、引き続き医療保護入院している患者が、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合等であっても、入院期間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、退院させる必要があります。
- ・ なお、指定医による診察の結果、入院期間満了日以後、医療保護入院が必要と判断される場合は、法第33条の規定に基づく入院手続が必要です。

問3-11 家族等に対し、入院期間の更新の同意を求める通知をし、期限までに回答がなかった場合には、法第33条第8項の規定により同意を得たものとみなすこととする場合の当該期限は、病院必着か、それとも家族等が回答を郵送した消印日になるのか。

(答)

- ・ 期限は、病院必着として差し支えありません。当該期限までに書面が届かない場合は、同意があったものとみなすことになります。ただし、当該期限までに家族等からの電話や電子メール等により更新の不同意の意思表示を受けたときは、みなし同意は適用されません。
- ・ 入院期間の更新の同意について、家族等の意向を書面で確認する場合、当該期限は、通知を発した日から2週間を経過した日を記載することになります。そのため、当該期限を記載する際は、実際の通知の発出日（消印日）を考慮することなど、運用に留意してください。

例) 通知の発出日：令和6年6月10日

回答の期限：令和6年6月25日（初日不算入のため、令和6年6月11日を起算日として、2週間を経過した日）

- ・ また、家族等に対し、電話や電子メール等により入院期間の更新の同意についての意向を確認した場合における当該期限は、当該電話や電子メール等をした日から2週間を経過した日を書面に記載し、その他通知事項を含む書面を郵送することとして差し支えありません。
- ・ なお、みなし同意を行う場合については、家族等からの同意書は不要であり、更新届にその旨を記載していただくことになります。

問3-12 入院期間の更新の同意を求める通知は、入院期間満了日の1か月前から2週間前までに行うこととされているが、当該患者についての指定医の診察や医療保護入院者退院支援委員会での審議は、入院期間満了日の1か月以上前に行っても差し支えないか。

(答)

- ・ 入院期間の更新に当たっての指定医による診察及び医療保護入院者退院支援委員会での審議について、出来る限り、入院期間満了日に近い日の病状を踏まえて行うことが望ましいことから、入院期間満了日の1か月以内に行うようにしてください。

問3-13 「家族等との連絡が定期的に行われていない場合」の「定期的」とは具体的にどの程度連絡を取る必要があるのか。また、家族等との連絡とは何を指すのか。

(答)

- ・ 「定期的」とは、具体的には、法第33条第1項の規定により定める入院期間中（入院期間が更新された場合は、更新後の入院期間中。施行日時点入院者については、令和6年4月1日以降から継続入院するまでの期間中）に2回以上、病院が家族等と対面や電話等で連絡を取れている状態を指します。
- ・ このほか、入院手続の付き添い、患者と家族等との面会等、患者の家族等が来院している場合は、基本的に、病院側が家族等に対し必要な情報提供を行うことができる機会が確保されていること等から、家族等との連絡が行われている場合に含むことができます。

問3-14 入院期間を更新した場合、法第33条の3の規定に基づき、医療保護入院者と同意した家族等に対して、入院期間を更新する旨とその理由等を書面で知らせなければならないが、家族等に知らせる際には郵送でもよいのか。

(答)

- ・ 家族等に書面を交付する方法については、郵送により交付することが可能な場合は、対面に限らず郵送でも差し支えありません。

問3-15 施行日時点入院者については、令和6年4月から9月までの間に、当該施行日時点入院者の推定する入院期間が経過する場合であっても、法第33条による更新手続によらず引き続き入院させることとしてもよいのか。この場合、医療保護入院者退院支援委員会の開催はどうなるのか。

(答)

- ・ 施行日時点入院者については、施行日から6か月は精神科病院の準備期間としており、この間については、法第33条による更新手続によらず、従前の手続により、引き続き入院させることとして差し支えありません。
- ・ そのため、現行の精神保健福祉法施行規則第15条の6の規定に基づき、推定される入院期間等が経過するごとに、入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会を開催していただく必要があります。
- ・ なお、施行日時点入院者については、定期病状報告を行う必要はありません。ただし、令和6年10月以降、法第33条の規定の例により引き続き入院させることとした場合は、同条第9項の規定の例により、10日以内に、更新届（入院継続届）を都道府県知事等に提出する必要があります。

問3-16 施行日時点入院者について、指定医の診察時期は、令和6年10月以降であればいつでもよいのか。

(答)

- ・ 施行日時点入院者について、下表の左欄に示す当該患者の入院日が属する月に応じ、それぞれ右欄の期限までに必要な手続を実施するための十分な時間を確保して、指定医による診察を実施してください。

患者の入院日が属する月	期限
4月、10月	令和6年10月末
5月、11月	令和6年11月末
6月、12月	令和6年12月末
7月、1月	令和7年1月末
8月、2月	令和7年2月末
9月、3月	令和7年3月末
不明	令和6年10月末

例：平成〇年4月に入院した者については、令和6年10月1日以降に指定医の診察を行ってください。

- ・ また、引き続き入院させることとする日（継続入院日）は、可能な限り継続入院日に近い日の患者の病状に基づき診察が行われることが望ましいことから、指定医の診察から継続入院の決定までが概ね1か月以内で行われるようにしてください。

例：平成〇年4月1日に入院した者について、令和6年10月10日に指定医の診察、同月31日を継続入院日とする等

問3-17 平成25年法改正以前に保護者による同意で医療保護入院をしている
施行日時点入院者の継続入院について、みなし同意の対象となりうる家族等は
 誰か。

（答）

- ・ 原則として、施行日時点入院者の継続入院であっても、みなし同意は入院時の同意をした家族等に対して通知を行った場合に限られます。
- ・ ただし、平成25年の精神保健福祉法の改正の施行日（平成26年4月1日）前に、改正前の精神保健福祉法の定めによる保護者同意により医療保護入院をした者であって、当該保護者の変更があった場合における施行日時点入院者の継続入院の取扱いについては、変更後の保護者（複数回変更があった場合は、最後に変更された保護者）が「入院時の同意をした家族等」に該当します。

4 入院者訪問支援事業について

問4-1 対象範囲について、管内の市町村長同意による医療保護入院者が管外の精神科病院に入院した場合はどの自治体が訪問を行うのか。

(答)

- ・ 本事業においては、市町村長同意を行った市町村が所在する都道府県又は指定都市が訪問することを想定していますが、地域の実情等に応じて、精神科病院が所在する自治体が訪問することも差し支えありません。いずれにしても入院者の希望に対応できることが望ましいものです。

問4-2 各自治体が行う「推進会議」、「実務者会議」、「研修の実施」について、それぞれ、都道府県と指定都市が合同で行うことも可能か。

(答)

- ・ いずれも合同で実施することも可能です。その際、事業費については、例えば参加人数等で按分する等、各自治体において適切に計上してください。なお、実務者会議については、圏域における既存の会議体を活用することも可能です。

問4-3 入院者訪問支援員に対して、報酬を支払うことは可能か。

(答)

- ・ 入院者訪問支援員に対して、報酬を支払うことは可能です。なお、その金額については、地域の実情に応じて設定してください。

問4-4 入院者訪問支援員として訪問予定の方が有資格者等の場合、事前の研修の受講を免除する特例ルールを自治体独自に設けることは可能か。

(答)

- ・ 法第35条の2において、入院者訪問支援員は、都道府県知事等が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事等が選任した者であることが規定されており、有資格者等であっても受講免除はできません。

問4-5 ひとりの入院者に対して複数回訪問してよいのか。

(答)

- ・ 訪問支援の回数について、一人当たりの上限回数は設けていません。本事業は、入院者本人の希望により、外部との面会交流の機会を確保し、本人の話を丁寧に聞いたり、入院中の生活相談に応じたり、必要な情報提供を行うこと等を目的としております。こうした事業趣旨に沿って、各自治体においては、地域の実情に応じて、訪問者や訪問回数を検討してください。

問４－６ 行政職員が入院者訪問支援員になることは可能か。

(答)

- ・ 行政職員が入院者訪問支援員になることは可能です。ただし、公務員としてではなく、研修を修了し都道府県知事等から選任された入院者訪問支援員として訪問することになるため、業務時間等の取扱いは各自治体において検討してください。また、行政職員が入院者訪問支援員として訪問を行うことをもって、市町村長同意による医療保護入院にかかる入院時の面会とみなすことはできません。

5 自治体の相談支援体制について

問5-1 令和4年の精神保健福祉法の一部改正により、精神保健に関する住民からの相談支援には都道府県（保健所や精神保健福祉センター）ではなく、市町村を中心に対応するという方向に、方針が変わるのか。

（答）

- ・ 引き続き都道府県・保健所においても相談支援を行うことは重要であり、本改正により市町村のみが相談支援を行うようになるわけではありません。精神障害者・精神保健に課題を抱える者への相談支援に当たって、
 - ・ 市町村は、福祉・介護・母子保健等の支援の主体であることから、精神保健と他分野の複合的なニーズへの対応
 - ・ 都道府県は、医療機関との連携を取りやすいことから、重症者や複雑困難なニーズへの対応を行いやすい立場にあり、それぞれの特性を生かした対応が求められています。
- ・ また、国としては、市町村単独ではなく、当事者及び家族の声を聞くこと、精神科医療機関の協力を得ること、保健所や精神保健福祉センターからバックアップを受けること、都道府県と連携して国の既存事業の活用を推奨しています。
- ・ 都道府県等におかれては、自ら行う重症者や複雑困難な事例等に対する相談支援のみならず、精神保健医療福祉上の課題を抱える方のニーズや地域課題を把握した上で、市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催等の支援や、専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働等に、一層取り組んでいただく必要があります。

問5-2 市町村における精神保健の相談支援体制については、新たな専用の相談窓口の設置が必須なのか。

（答）

- ・ 令和4年の精神保健福祉法の一部改正に伴い、新たな専用の相談窓口の設置が必須になるということではなく、地域の実情に応じた相談支援体制の整備を求めています。既存の相談支援体制の見直し等、各自治体内でより充実した体制整備をお願いいたします。
- ・ なお、令和5年9月に「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書がとりまとめられておりますので、活用いただき、市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備を進めていただきたいと思います。

医療保護入院の入院期間の更新における通知可能期間と回答期間

例) 通知可能期間の最終日に通知を発出した場合

入院期間満了日が令和6年6月25日、通知可能期間が令和6年5月25日～令和6年6月10日であって、実際には令和6年6月10日に家族等へ通知を発出した場合。

令和6年5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

通知可能期間 ←

令和6年6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

通知発出日 → 回答期間の起算日※

入院期間満了日

回答期間の終点
(2週間を経過した日)

※通知発出日(回答期間の起算日前)に、電話や対面等で通知を受けた家族等から更新の同意についての回答を受けることは、差し支えありません。